

續編孝義録料

四十九

東山道二十
出羽

改七十九

共廿六

内閣文庫	
番號	和 34594
冊數	90 (47)
函號	157 401

内閣文庫	
架	五八
冊	九
號	三四五九四
類	和書



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM: Kodak



綴じ部(喉部分)の文字等が開きが不鮮明な場所あり

孝行最奇特成者以状書

似約系本因

安國又節其清

御江家傳 卷之四



出羽國仙北郡

角館町之内

竹原所

七号清妻

さん

寛政日子又拾九歳

右之人係寛政日子年姑上孝行之次弟

おまの均小村千五右伏中礼受文姑拾九歳

相成丈七三流後安永三年六月津波
病死之後困窮亦如回町佐助と者
由縁より一人屋敷の内下波小倉無任屋
縫物賃管束必中粒細く余徳と奉養
以て安永元成三年迄は足病お願起病不自
休止地より朝夕の杖をもちお年毎旦
姑波老屋合物とて松の好みと境
聊、存子に乳をさすくまゝに綱の年事
深切中五折の可内とて波合力並に

石考行書遺言より同年十二月津波
為慶安元年同又費くみ英姑に生涯を扶
育するに依り波の姑の寛政五年六月津
波人同九巳年正月津波病死仕人

同國仙北郡

小杉山村百姓

持高孝石又斗余

卯卯

寬政日子武裕孝行

右卯助依寬政日子年親孝行、
共者以快事紀、又養父母、
已拾之歲、亦成與親、
其後、亦欲急卯助、
困窮、亦迫、
相勵、
心、

芋百合類、
姑出、
中、
卯助、
武、
十年、
武卯、

同國仙北郡

西長野村百所

象吾信娘

子伴

寛政乙丑拾貳歲

石子伴信實政又丑年親孝以淑身書信守
其者以状おれ父母寛政乙酉年乙酉月
波病死又象吾信娘又拾貳歲乙酉年乙酉月

病氣之居し不中善分員高者
み伴まゝ人種之書及此の書載る
乙酉年秋の事の実小乙酉年乙酉月
冬、村中へ象吾信娘の書あり
信之書を履りし人の類造り
賣出——石子伴信實政又丑年
御中長野村百所乙酉年乙酉月
乙酉年乙酉月

子傳古為應昌名自公貴子亦貴之古也
生達志人持持古名自公貴子亦貴之古也
子付當時子命古名自公貴子亦貴之古也

同國山古那

岩館村百姓

官邸

寬政又也之拾六歲

石室即後寬政又也年一親孝乃約也

古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也
古考留身其考以狀古也又古考古也

中出石孝子行状遂年之身同年七月申
寅卯上為應吉之身同日之身之身之身
生逢吉之身之身之身之身之身之身
戊午六月申 勅下而致病死母年宣助
當時存命下之身之身之身

因國秋田郡

先瀬村枝那

戸名内村百針

九 賦

寛政又出拾三歳

右九助依寛政又生年親孝約次子也孝約身
其者以状中礼又又安永以来年七月中
致病死九助依之实体也之身之日雇家業
山嶽下次入村所之近年事出作書續一村窮迫
お子也中一日雇頼者之身之身之身之身
乃在急以格別正好也身之身之身之身

本伐方川下系信名者余皆其食物亦不
却与母之平也其德也去九月母病甚難
中度中好身九里福隔余也夜通一也誠漸東
了得之近村了たやとく求り給中何一也然
九中次之妻所親親也媒仕信名也母九好不言
五近中身也子孝名也好也也也達中次一也
母身心深く候今達方也其誠也雷雨也
早建龜庚の母も膝之也不也難梅也相河也東

孝名也也之也後隣柳也之也也之也也後村中も也
右孝名也也遠也身同年十月九日也為慶也
身月又也也也母也生産也也持持也也也後渡也
文化元年九月申九日也又辰年十月申病死也

同國山本郡

能代町也

中町

源也也

寛政五年二拾貳歳

右孫高氏博及五年親奉仍改等事均身
其者以狀書紀此年七月八申年又月中
波病死日雇家業之母七拾貳歳未成孫高
吏婦心之令也丁寧三九好也
三ヶ年以前一母中凡と本村の海
家業一子何也無也一因病也
日夜討浪病家一母

吏婦肌の暖と醫務一野
細と波世一積年孝行
無意に降河内波母
右孝仍書遠一守同六
淨高上為獲兵多目又
毛人持好名是後中渡
十月中孫高氏同七卯年
土青月申病死仕

同國山左部

志之橋村百姓

持之百廿六升余

小八

寛政六年二月廿二日

右小八渡寛政六年親孝の御事お尋ねの事
共者仍状お見せ義小八産七粒に成母七粒成
お成史好酒好好生質短氣の者お尋
迷感之故お尋ねの事お尋ねの事お尋ねの事
お尋ねの事お尋ねの事お尋ねの事お尋ねの事

丁寅三月廿五日野山に梅のお盆史好五葉
新米代出—右米惣共酒香小八孫お尋ね
お尋ねの孝心お尋ねの事お尋ねの事
右孝の御事遠くお尋ねの事二月中小八
為應お尋ねの事お尋ねの事お尋ねの事
お尋ねの事お尋ねの事お尋ねの事お尋ねの事
三月申母お尋ねの事二月申波病死
小八南村お尋ねの事お尋ねの事

同國河邊郡

仁井田村枝端

大野村百姓

善心所

持る武格石条

寛政六年拾壹年

石条は寛政寛政六年親孝の公事書に
あり其石は伏見紀宗母天明二年八月
廿日病死又善心所に拾壹年寛政六年
八月廿日

相成神社佛圖家持石相預の家の石也

石は増し造方の馬の七自戒の石也

石は増し春有お蔵の石也酒を好む石也

石は増し春有お蔵の石也酒を好む石也

石は増し春有お蔵の石也酒を好む石也

石は増し春有お蔵の石也酒を好む石也

石は増し春有お蔵の石也酒を好む石也

相違なく同年日月月中善心所石也

多目女弟了又其父吾屬也上生德善人持持
其老而後中渡人吾屬也同九辰年青年
波病死善口節當時存命今其子也

同國秋田郡

小淵村枝柳

向林村百姓

持子或石宗

六富三信

寛政六年三月廿二日

右一富三信信寛政六年親孝以次弟三信
其者以快也其母也永八美年九月廿
波病死又六富三信信七拾八歳也六富三信
家内八人云々持子也一富三信
親孝如兄子日座又其信便福不持物
其也其不親六富三信信其病病也其
妻始才其母也其在中七代也其病
波其食物也其子其病也其也

價之亦厭遠方之也亦求之深切之極日麻
子甲之膳事以發也之正信也持並抄系
亦述之右抄之亦復之富厚長百財也勤也
本鄉小淵村也或運家之也其勤定之也
如向女風雨之運也也仕也富也勤也
本同法事也其勤定也其勤定也其勤定也
持也之老人也其勤定也其勤定也其勤定也
右抄之右遠之也其勤定也其勤定也其勤定也
六高厚口為應之也其勤定也其勤定也其勤定也
生運之也其勤定也其勤定也其勤定也其勤定也
二五年十月月中改物死六高厚口其勤定也其勤定也
之也其勤定也其勤定也其勤定也其勤定也

同國仙北郡

上淀川村百姓

持之右八斗六升系 檢方

寛政六年正月拾七歲

右村去後寛政六年親孝の政守書以
若者仍状書凡知拾五年以前養母子也此故
實自感とのるお親孝の孝心おとせ
孝の父を孝所寛政六年一月廿二日病死
養母と拾歳と同云く大病おれ未續
病人お扱はる醫者癒せし厚く心おけり母
親と云く何故に不吉果肉中食年々書
お時おとすお肌もお是と書り此れ陸公

近承脊負おり終るお慰め書り
このおはるお納せしお子孫中供お月
淡光の日限しおくお納せしお供お書
おしお中村お違お御切孝書書書
お村おしお書おお存お村おしおし
右孝の仍お違おしお同七卯年二月廿
村書口為應お書お同お書お子孫お書
お人お扱お書お書お書お寛政十年年

九月申波病死控太八南村及命与三堂上

同國雄勝郡

湯澤所

中人

寛政七年巳拾壹歲

右身人後實政七年姑上若以家書為身
共者以狀書紀示四男七女其天切七年
七月申波病死姑上控藏書其書七年

天切六年二月申波病死知年之書
是之のし中はありて一室家業の事新に書
姑事八六年以前に申風知るる事
亦しし之老老之夫の之理如新中
夫の之様通と九言状例と不書難に扱
之の申経計之員様之飲食事好御
之相心之申事申書背書考書
相心之申事申書背書考書

為應安為同安之子孫姑不子孫之人
杜持以名其人後中渡下姑寬政八年七月
中渡病死其人南村存命下子孫之人

同國秋田郡

久保田概中肉

上青所

伊助

寬政七年

右伊助儀寬政七年親考約次弟長治守
其者行狀相紀多矣又天明申年六月
波病死母七拾二歲其成伊助美津物
上繪書之家業云云
通古云云
如河如風雨之夕必必此婦母之孫
心之用妹如人年海但云云

洗深坊末、此中終、但後、右、
五、
抱、
中、
多、
中、
二、
同、
同、

久保田 概下角

大町 所目

泉波昌伯

寛政七卯 巳拾七歳

右昌伯、寛政七卯年親、
其者、
政病死、
家内多、

無不足於此病用之在佛堂之佛前
老母之寢室中在秋室之榻上同坐
母奉酒好者每夜奉之於榻上者
丈夫之例之在古室中一坐
榻上之酒好者每夜奉之於榻上者
終身若此也
又月中昌伯之為應天張武校其母也
去人持好者也

三月廿五日文化文庫年九月廿日病死

同國秋田郡

仁洞心子内

張心所

伊其佳

寛政七年

右存之者以寛政七年親老乃改年
其若行狀也此若年一親老也

おろし又六天留居年二月津波病死母を
六拾歳お成伊原長幡草刻々筆業
一し心苦痛くお成一人食物を
好む物も九月百半心苦痛くお成
お成の一日二三日(幡草刻々仕置
古原流の親(只一人)来りて
妹と連り山に出蕨根を掘家内を食す
一しお成の母を養ふに心苦痛くお成
五拾の伊原孝女(感)一しお成の母を養ふ
月也(お成)孝女(感)一しお成の母を養ふ
お成(お成)孝女(感)一しお成の母を養ふ
一しお成の母を養ふに心苦痛くお成
六月津波病死母を養ふに心苦痛くお成
お成(お成)孝女(感)一しお成の母を養ふ
伊原長幡草(お成)孝女(感)一しお成の母を養ふ

同國秋田郡

何仁嗣心口

海心所

心人

寛政七年十月廿七

右之人係寛政七年親孝の宗身申渡り申
共者行状書紀也由親孝申渡り申
之三年十月廿七病死母七拾歳申渡り
之人是之親孝之宗身也

母之食物少く之膳事見
高ら其紙端の言何の海邊申渡り申
傳之儲之申渡り申
因之申渡り申
不自由申渡り申
之申渡り申
其之親孝の宗身申渡り申
入解之申渡り申

右聲極窮之極之極也切也若也若也若也
若人之之意若若也若也若也若也若也若也
同年七月中之入下為慶年為同之若也
母上生慶也人持持若也若也若也若也若也
文化二五年二月中改病死之入、當時
存名下、之若也若也若也

同國仙部

角波町

下中所

庄古造

寬政七年己拾四歲

右庄古造後寬政七年親孝乃、之若也
若也若也若也若也若也若也若也若也若也
酉年七月改病死之入、七拾五歲若也若也
若也若也若也若也若也若也若也若也若也
若也若也若也若也若也若也若也若也若也
若也若也若也若也若也若也若也若也若也

多仕奉子不為改行妻口中對日履之志
跡安物亦不南此區八終之履殘一肉之
時、亦求又之履志之昭事、肉之何處
取之、之之之之、之之之之、之之之之、
之、之、之、之、之、之、之、之、之、之、
亦遺之、身同年三月、中、之、之、之、
有同之、之、之、之、之、之、之、之、
一、之、之、之、之、之、之、之、之、

文化元年五月、中、病死仕人

同國秋田郡

角館町内

横町

海助

寛政七卯、己拾六歳

同人妻
U
三

同卯、己拾三歳

右孫助丈御覽改七卯年親孝行の事
お尋ね申すに先代は幼少に失
足年一月中波瀾死後母六拾日感
お如しは母孫中継母に実妹を養育す
先年海助方と同居し一子孫九歳お如
無事病身より一子孫一子孫知海助丈在
物事一々一固執し夫左妻に貸借事
お尋ね申すに先代は幼少に失
足年一月中波瀾死後母六拾日感

母に頼難し我と隠し一室に居候
お尋ね申すに先代は幼少に失
足年一月中波瀾死後母六拾日感
お如しは母孫中継母に実妹を養育す
先年海助方と同居し一子孫九歳お如
無事病身より一子孫一子孫知海助丈在
物事一々一固執し夫左妻に貸借事
お尋ね申すに先代は幼少に失
足年一月中波瀾死後母六拾日感

名目而考之宛并也今母口生處之人
技指元若也如原中渡公孫助享觀
酉年之月中以己母同成年九月中因病死
孫助法每共以己公當時持常言其苦言以

同國仙北郡

角飯町之内

横河

佐助

寛政七卯式拾九歳

同人姉

卯己

同卯三拾二歳

右佐助兄弟寛政七卯年親孝仍守
事母至孝母老矣仍狀中况亦以事永
六酉年七月中因病死继母六拾歳歳
姊幼己口拾八卯年以事入聲以了是

右軍海軍切之基也佐助成初年一幸左師
去今一移之稱難元統佐助成也
成長三德の節同也心之用母也
隱一足若友也
母年一六年以前一病氣也
中一付也
身一依也
波一也
同年三月一佐助兄弟一
又費一又元并母一
中一後也
存一也

同團山本郡

持川村百姓

持言武石軍平奈

百之師

寛政七卯之指書成

右の百の助以寛政七年親老の御身事均身
手先大行伏相礼の受父甚大御七拾二歳母ハ
七拾二歳に成持事少分の御身事均身
以先百の助後妻事して不棄事今の子は
本穡何より月半の御身事均身
何より御身事均身以先御身事均身
始に五人御身事均身先物御身事均身
乃に御身事均身御身事均身御身事均身
御使未、系以御身事均身御身事均身
出らるる御身事均身御身事均身御身事均身
多くと御身事均身御身事均身御身事均身
御身事均身御身事均身御身事均身御身事均身
三月中百の助ハ高座御身事均身御身事均身
御親御身事均身御身事均身御身事均身御身事均身
父甚大御身事均身御身事均身御身事均身御身事均身
母御身事均身御身事均身御身事均身御身事均身

同國山古郡

下岩川村枝柳

達子村百姓

持子之妻石平年五斗

幸古

寛政七卯正月拾五歳

右幸古後寛政七卯年親孝乃次子幸古母乃

子其乃状况亦実父新屋乃先年長

亦然盲目亦如乃同之亦實乃波達子乃亦

是乃病氏亦如乃幸古後實乃幸古乃

亦成乃実乃八拾五歳幸古乃拾之歳亦如

実乃後乃波乃老乃老乃短乃短乃短乃短乃

和乃小乃短乃短乃短乃短乃短乃短乃

乃造乃造乃造乃造乃造乃造乃

合節乃如何乃如何乃如何乃如何乃

乃我乃我乃我乃我乃我乃我乃

乃福乃福乃福乃福乃福乃福乃

西人... 雜... 爲... 河... 子...
... 來... 人... 進... 考... 年...
... 鄉... 波... 出... 遠... 年...
... 士... 幸... 爲... 同... 年...
... 右... 生... 持... 充... 年...
... 實... 新... 爲... 十... 年... 又... 月... 中... 年...
... 官... 方... 八... 月... 中... 波... 病... 死... 幸... 去... 八... 年... 時...
... 存... 命... 下... 之... 也... 在... 中... 年... 八...

同國秋回郡

是古志路村百所

甚右馬

寬政七卯又括武藏

右甚右馬... 寬政七卯... 親... 考... 以... 政... 事... 治... 身...
... 其... 考... 行... 狀... 未... 紀... 知... 義... 去... 安... 永... 八... 年... 二... 月... 中...
... 波... 病... 死... 母... 七... 拾... 日... 歲... 未... 及... 甚... 右... 馬... 親... 代... 八...
... 未... 及... 甚... 右... 馬... 親... 代... 八...
... 未... 及... 甚... 右... 馬... 親... 代... 八...

市井以是吏治心者每母先年亦高子
輩以若者請年不自由之其母初年
子之悔多之其母以心行孝者行會每子
子之定人之肉之入愛公而不擇中行牙進
出生之子女人之其母以心行孝者
母之寢起由使中其吏婦收抱之
孝心亦之其母材方之其母以心行孝
古者忠公亦遠年之利寬政八年三月

其母也上為慶安二年同外若之其母生
其母持其子之其母信人母之寬政十二年
十月廿二日病死其母也上當時存祭于其母山

同國秋田郡

釋迦内村百姓

持子之石系

久米松

寬政八年又拾三歲

右之米松民寬政八年親孝之次子

友琴村百姓

長松

寛政八年正月廿二日

右長松氏寛政八年親孝の御事申上り申
上之儀行状申上之由、寛政八年正月廿二日
病死之由申上之由、申上之由、申上之由、
近不親類申上之由、申上之由、申上之由、
申上之由、申上之由、申上之由、申上之由、

平日食物申上之由、申上之由、申上之由、
申上之由、申上之由、申上之由、申上之由、
申上之由、申上之由、申上之由、申上之由、
申上之由、申上之由、申上之由、申上之由、
申上之由、申上之由、申上之由、申上之由、
申上之由、申上之由、申上之由、申上之由、
申上之由、申上之由、申上之由、申上之由、
申上之由、申上之由、申上之由、申上之由、

存命下... 忠孝...

同國秋田郡

花園村百氏

持子拾七石余

其文而

寛政八年七拾歳

右兵衛尉氏寛政八年親孝約... 其夫行状... 波病死母九拾歳...

仕年... 睦愛母... 青木... 心... 不... 寛政... 力...

史婦為中令人多未嘗其以水
為中知有八葉杯也折之為
母之少不為傳也若中亦不
為之致之也中出右為中亦
五月申兵文師也為應兵為
母中生產也持行也中亦不
同年七月申兵文師也文化
病死也

同國秋田郡

七日市村金龜

庄右邊

寬政八年二月

右庄右邊氏寬政八年
年親孝弟以終身事母
至孝仍狀其死也又事水
六酉年六月伴
波病死母八拾二歲
亦成庄右邊氏實之
也事之者以山令
龍渡世也均右

心一突... 不... 母... 中... 女... 也
遠... 母... 母... 也... 也... 也... 也...
核... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母...
一... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母...
也... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母...
之... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母...
為... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母...
中... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母...
當時... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母... 母...

同國仙少部

白石岩前村林所

乃田新田村百姓

桂三傳

寬政八年...

右桂三傳... 寬政八年...

其者行状表記其父享和元年九月申
汝病死母七拾或感其如宗均家業其
出所日雇一父方お供ふりしは
受窮く方ん母重く血類お好く備
薪炭亦宗下く出所雇ひし終に借月共
窮者亦お束風也之厭衣返一は
母お進り且所名は母は克意の時
爰にの事隠め夫に之集り家おさる
為母愛、毎世其家一室睦交傳律也
一和りしは方ん母中出右存生は遠
同年十月申控し所は為所名は同
お費しし母は生産し人持持は
中夜に母控し所は、當時存命しは

同國仙北郡

小橋長村百所

兵部

寛政八年之拾三歳

右兵部少輔寛政八年親孝病歿於家
其者行状本紀云母寛政己未年七月
波病死又其母八十格位感中成
酒好氣位其母也其母又病歿
心者七日居家業之余抱之酒香
朝夕之悲事也心者一其母妻
去秋年病氣年其母年其母年

日雇より其母也其母年其母年
右儲之存家也酒の朝夕丁寧
親之也其母年其母年其母年
御年其母年其母年其母年
同九己未年九月其母年其母年
其母年其母年其母年其母年
其母年其母年其母年其母年
其母年其母年其母年其母年

同團仙北郡

白岩前村百此

持二の八升余

新左馬

寛政八年六月廿八日

右新左馬次寛政八年親孝の御子也
千石看行状也此母八拾二歳
享和元年九月申改病死存年申恩
お慈に承る此を正當新左馬幼年

追々右田代にお放修因病にお放修
母にお承るお慈に承るお慈の右何角申自由
夫婦共氣毒に存る新左馬の瀬に存る
多の自穢い一妻に流産絶れお慈に申頼
右新左馬母に申自由申る存食始り
供奉申る一五折申る子貴之病氣
不の物入る一四折申る孝告の難事
寺にお承るお慈に承る古給残る存食

補以何汝之母上苦勞子之志無定也其子
傳以延旅類之織出一家史之志其傳志
孝心也其母之志也其村鄉中之事自其後
中出者孝以事遠無之其同九三年九月
新屋村百之應受其同之費之其母中其
其持持其志也其母中其新屋村百之其
同九三年九月其母之志也其同九三年
同國河邊郡

同國河邊郡

百之應村校師

新屋村百之

持以志名案

大之師助

寬政九己巳拾五歲

右之師助其寬政九己巳年親為其家其
其者行其志也其志也其志也其志也其
其月其其病死其母也其志也其志也其
右之師助其志也其志也其志也其志也其

子先之難得也申之其の正案之親子の
少くは成長の後結婚するも家業を
おぼろぎにせし終る率勢の内より日腐ゆへ
毎度母の食物の便の期も丁寧に及ばざ
且母親の母方從母若菜高くと公事母信
是の事候に夫より兄弟睦愛力と金も食物
不申の衣類も申候に候はれ候はれ

申候に候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ

右条合下申進候に申候はれ候はれ候はれ申
免一も等々申候はれ候はれ候はれ候はれ申
中候道家業を申候孝申候候はれ候はれ申
為り申候候はれ候はれ候はれ候はれ申候
雷雨の節に申候候はれ候はれ候はれ候はれ申
母申候候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ申
孝心申候候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ申
候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ候はれ申

多目又費了人并母口生産之持持居産
中夜母去高野寺時存者下之在寺下

同國仙北郡

法見内村百姓

市右馬

寛政十年又拾二歳

右市右馬氏寛政十年年親老約吹市書均身
共共行法市記下若年々々或る孝女也

又八天四二宮年十月中被病死母化指之成
市成是益活切也其育之也長村母也
市成由且母之重地震来嫌之若若業来
子成由中中運通傳母の別不難被死
村成起初夕々食物也又母也子自五歳
市運の身成也一六六佛也之洋母
村成也也中同実以也之親類始居之
之の事々々丁宜一之五好也村百々也

右者所書遺言分同皇承年二月申
市在處下為應負名目女子等一人并母上產
去人杜持在室石原中後母等和之其年
去月申波病死市在處下當時存常三女等上

家來福川吉原馬車記

小人

二与指石元

秋夜七元

寛政十三年武指七元

右七元(實政)十年年親孝行欲行在處身
昔者行狀書元忠義八天而元也年四月申
波出奔母二与指七元(實政)十年年
雖病在處下身瘡治書言及行徳事書下
心之用味波(實政)指七元(實政)十年年
孝事書下之也其母長病身之物入
後之周家(實政)書下示寛政十年年書中
左病(實政)二与指七元(實政)十年年書中

中の地を右所^一に引^一て其^一地^一を^一善^一事^一物^一好^一業^一操^一
 至^一實^一心^一一^一若^一母^一も^一大^一切^一仕^一常^一例^一若^一若^一心^一
 右^一の^一賣^一拂^一束^一付^一仕^一成^一母^一知^一之^一仕^一成^一後^一
 右^一の^一若^一心^一出^一之^一借^一入^一の^一自^一心^一出^一持^一之^一由^一に^一
 賣^一拂^一の^一束^一付^一仕^一成^一療^一養^一の^一由^一に^一一^一若^一
 七^一花^一福^一成^一右^一妻^一之^一妹^一の^一之^一法^一也^一他人^一
 入^一の^一却^一母^一の^一心^一也^一之^一由^一に^一一^一若^一心^一出^一持^一
 若^一心^一出^一持^一之^一由^一に^一一^一若^一心^一出^一持^一之^一由^一に^一

右^一若^一心^一出^一持^一之^一由^一に^一一^一若^一心^一出^一持^一之^一由^一に^一
 加^一護^一の^一由^一に^一一^一若^一心^一出^一持^一之^一由^一に^一
 之^一由^一に^一一^一若^一心^一出^一持^一之^一由^一に^一
 七^一花^一の^一由^一に^一一^一若^一心^一出^一持^一之^一由^一に^一

同團山本部

能入町内

下川堀町

富之町

寛政十年或拾九歲

右宮、御海寛政十年年親孝の次第事也
主君行状未記下義長八拾八歳母八拾八歳
本成公の家内之入海家業を承継し家業
長八拾九歳年命を病成事成家業を
継ぐ事如義家、御孝之勤志に渡せし
事景、長八歳、酒好む事、空度元
治の事也、酒好む事、空度元

由親事成、且漁、事好む事、親、権、権、
事、同、食物、事、成、丁、寧、事、一、御、事、
由人、牧、漁、事、好む事、空度元、事、
事、好む事、孝、事、傳、事、傳、事、
河内、始、障、事、成、事、事、事、事、
事、遠、事、事、同、年、九、月、事、事、事、事、
事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、
事、人、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

十申年正月申波病死母并享年八十
南村存命

同國仙北郡

田代村枝郷

深村百姓

持るる名石九升余

平右造

寛政十末三拾八歳

右平右造寛政十末三拾八歳

其老行状中凡歳八十平右造寛政十末三拾八歳

十月申波病死母并拾八歳未成其家内

又人より申す困窮く考得寛母中別版版也

炊き野草亦取て目心とて一家用

多の難版と申す多也一統睦

丁寧に九板の善提又上を運守守守

守り山道難下は母佛系一節

脊負り出且平右造妹同村内大派

中平又口行村是里祝之四月三日度元
系以品之七每度脊負其感之右伸之次
孝忠以意長郷中... 中出右孝乃由遠
之之村同主申年四月申年申年... 口為
廢次多同為費了少年母口生屋之入持持
乃乃其乃中後以母口享和二代年十二月申
波病死平左屋... 當時存存... 口申年

同國仙北郡

中道寺村百地

持之武石九斗口升索

重之由

寬政十申口拾八歲

右... 寬政十申年親孝乃... 口申年
其者行快... 寬政十申年十月申
波病死母八拾八歲... 成家内... 口申年
... 波... 母... 口申年
農業... 口申年... 口申年

價之病束帛為其款家月、雜飯給地母、
別度、飯、炊、為、給、中、八、復、交、一、身、亦、
了、在、交、之、涼、一、身、亦、八、暖、一、家、亦、和、
海、切、孝、忠、亦、以、之、其、材、方、之、步、亦、存、
中、出、古、孝、忠、亦、遠、之、身、同、年、口、刀、中、
主、之、也、上、為、復、次、身、同、又、孝、之、身、母、上、生、
之、身、枝、持、身、之、也、中、復、母、身、和、一、年、
十、月、中、年、之、也、同、之、身、年、口、刀、中、病、死、也、

同國雄勝郡

横垣町百軒

富助

寛政十申式拾七歳

右富助以資政十申年親孝、幼子、妻、均、身、
共者、行、状、亦、紀、宗、父、金、之、而、之、給、之、歲、母、六、拾、
或、歲、亦、成、富、助、身、亦、家、業、之、身、亦、實、也、
身、亦、成、富、助、身、亦、家、業、之、身、亦、實、也、

足柄

二百七石
外三石入掛物九

川村源馬

寛政十申二拾歳

右海老江寛政十申年親孝の政事書
其若行状書見世其父寛政元酉年八月申
波病死母六拾歳其女其病必之
少中一以年支母看病云云
其母云今世も少中一以年支母看病

波病死母六拾歳其女其病必之
少中一以年支母看病云云
其母云今世も少中一以年支母看病
極窮肉之數多又神社に立寄り
物入お如母見母五拾年母も
親難い酒食も丁寧に五拾少
貧乏の年七女も元々心持右食物
右烟の波の波也門抄り
其母云其母云其母云其母云
代り春の貝の連なり年毎

壬子年正月一日... 同国... 友村... 九十九...

同国... 友村...

九十九...

持...

九十九...

...

右九十九... 壬子年... 友村... 九十九...

之身事其五母者志之志者若此其後
中出未遠其年同中之百一年一月廿九日
為慶賀多同其子其母日生慶之人持
其生其原海之文文化之定年四月
波病死母當時存常下之其也

同國山本郡

梅肉村枝那

是德村百此

持了二卷一斗七升糸

松之坐

寛政十申六穀文獻

右松之坐實政十申年親孝以次其書
其者以狀其况亦又松十所八拾之歲母七拾
九歲其亦松之坐以而親之其報約之會攝
其言其之我報版未法其其其其其其其
少限其其其其其其其其其其其其其其
其其其其其其其其其其其其其其其其

了。貯金は折、為替紙時、支為者、
あ親、例、は、是、し、る、海、外、の、地、元、に、
石、上、の、名、前、に、お、進、出、毎、年、の、名、目、に、復、入、
不、申、内、に、控、出、申、支、出、の、報、
不、申、内、に、控、出、申、支、出、の、報、
同、年、十、月、中、に、控、出、申、支、出、の、報、
あ、親、の、生、産、者、に、控、出、申、支、出、の、報、
母、の、生、産、者、に、控、出、申、支、出、の、報、
控、出、申、支、出、の、報、

同國仙中郡

一西内寺村百姓

持子又石吉斗七并宗

寛政十一年

寛政十一年

同人妻

左

同申

日拾五

右邊之村享和元年一月申五日
丈母上為喪次多日而費子充承母上產
去人持物云云云云後申度母上享和二年
一月申日病死云云而丈母上南村好常言
云云云云

同國秋田郡

又拾野村百姓

長古島

享和元年二月二十日

同人妻

云云

同申 或拾九歲

右長古島丈母寬政十申年親於乃以政子
亦母上守上云云先行伏書紙云云云云每
波孝心中云云云云寬政二戌年二月申日病死
云云云云拾九歲云云長古島八清急家業云云

日、立交りし一、母と父の交りしは
本のかつて播焼候ふ、叔業、接ひ物妻
自ら賣りし者、借ひ母、衣類、給食、類
之、何、長、遠、の、丈、母、を、身、に、衣、履、之、事、後
之、事、社、子、一、報、維、一、一、以、後、母、に、母、に、報
之、後、母、を、孝、忠、に、志、奉、在、郷、中、に、改、命、
之、後、母、に、一、心、を、遣、は、し、奉、在、京、和、之、商、年
之、後、母、に、長、遠、の、丈、母、を、身、に、衣、履、之、事、後
之、事、社、子、一、報、維、一、一、以、後、母、に、母、に、報

同國河邊郡

百之原村枝郷

新屋村百姓

弟又郎

享和元年九月九日

同人妻

七

同 酉 廿七歲

右弟又而夫為享和元酉年親孝仍改
亦夢以分其苦長仍狀未紀亦書每之
七歲亦如恒彈高賣、一日、此書
母上賜乞、一、時矣返言、改
可、一、年、度、眼、乞、也
中、改、也、每、度、母、上

何、私、南、年、事、一、報、河、中、改、又、只、言、未
中、改、也、一、年、一、度、一、妻、
下、改、難、嫁、也、一、為、知、
素、一、一、更、回、也、孝、心、一、報、一、
一、年、一、右、也、母、言、一、也、
弟、又、一、也、角、力、也、好、也、
母、事、一、也、一、也、也、也、
一、也、也、也、也、也、也、

意孝忠公... 出... 同...
... 弟... 父母... 持...
... 母... 弟... 父... 弟... 弟... 弟...

同國平麻部

升壯同村百姓

持... 拾... 石... 斗... 斗... 昇... 糸

吉... 助

高和元百... 拾... 或... 或...

同人專

よ... 補

同... 百... 拾... 口... 歲

右... 助... 夫... 婦... 京... 和... 元... 年... 親... 孝... 行... 於... 弟...
... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟...
... 十年... 年... 八月... 月... 仲... 波... 病... 死... 年... 長... 九... 而... 十... 拾...
... 九... 歲... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟...
... 心... 者... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟... 弟...

園翁在農業中是人之改仕極其力作持也
一向之書付山ノ系以枯葉ヲ拾ハ九妻ト
肉ニ居ヨ繩トシ市所ト賣升ト何路發
食物ト求ホ進ヲ何方ト給ト其誠度預ハ良ハ
支廻ノ内分亦起神ト云々ト一筆更
孝忠ハ云々ト云々ト云々ト云々ト云々ト
為ノ助丈婦ト為養父名目ト貴ト云々ト
親長九席ト生産是ノ持持者ト云々ト云々ト
文化ノ宣年八月申改稱死也ト助丈婦先
當時ノ存命ト云々ト云々ト云々ト

家本園在馬支死

只係並升也

中川正助

享和元九月廿九日

之人持持
給報給給云々

右助儀享和元酉年親孝以役事未事也身
共者行状未記云々内和之成年三月申

汝病死母八拾二歲其如短壽之腹之成
時之之之正那妻以今之要也母之
不亦之難得之何汝之母也來之何
伍令侍也母也母也母也母也母也
以母之身之也母也母也母也母也
老年之也母也母也母也母也母也
肉之也母也母也母也母也母也

諸事之也母也母也母也母也母也
亦之也母也母也母也母也母也
為復也母也母也母也母也母也
母也母也母也母也母也母也
正册八同二事年九月中一病死也

同國秋田郡

綴子村百姓

庄之也

享和二年二月二十九日

同人妻

七十八

同成之拾貳歲

右之友而丈夫如享和二年親若以功勞
亦曾以功勞之身先以功勞也又天為

元享二年九月中被病死母七拾又歲亦於

病身之腰之不和也服之亦不見其老也

心一先年十七亦無之老也其當時之困窮也

亦身也之食物亦預也之安飯也月亦并

以多之亦預也之安飯也月亦并

何方之亦預也之安飯也月亦并

心一信也之安飯也月亦并

是物也之安飯也月亦并

帳帳也之安飯也月亦并

孝也也之安飯也月亦并

父師又為中將慶長多目之妻又元并
母生屋主人持其孫中將母之文化
二丑年二月中波病死店及師又為書成
存命下之在左下人

同國秋田郡

岩瀬村百姓

持高嘉平七年

清江師

享和二年六月八日

右清江師清江師和二年親者以清江師書成
共者以狀書現示以天因之卯年九月中
波病死母八拾八歲亦波清江師以
家業之由也遠子下單中屋山母以叔
亦亦如進色示也其亦在子其亦如時
亦傳自也母之極也何也之其清江師
妻之拾二一年亦亦病死身之復復妻也
亦亦如度之亦亦進也其後妻若之母也

不台時之母五招一姑亦如由之不亦連
者炊等之母之少息也志之人之書極病以
食物之母之好物之之也一夜而拂之
亦求以台為飲也志者亦如之也亦遺
之之身同年六月申清信而之也應次者月
之費之也母之生處之人持持者之也
母之文化之宮年九月申波病死清信而
者村之也

同國秋田郡

大波町枝那

下代壯村百所

持高之斗之升系

茂九

享和二成之拾二歲

同人妻

也先

同成之拾二歲

右後九丈如享和庚午親孝以次身
中身年之方其以法其紀其母夫而卯年
二月仲改病死又去八七積七歲其成暇病
盲人同和右後九丈如農業其母年
杉中合内口出海供奉山也取人食物
五折之為給農業之方近寺山
正地田業新之九高其出之儲積親為
品也求以不為何何儲少抄之為也七夜
親之海也親之暖也之之之之之之
夜中二歲度也起之床口之合也之
又別之也其母其母其母其母其母
相之也我之菘菘也若若也其其其
了也之食物不預也其者有也其也
大腹河也通系其時門求也何隣家其
波也其也其也其也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也

茂九丈母上為養女名月之貴子元并父上
生處之人持持者生名茂九丈母上對父元并
茂九丈母上存常下之也

同國秋田郡

橋山村百姓

松本

享和之三月拾壹日

右記書道傳書和之三年秋田郡橋山村百姓
其共記書道傳書和之三年秋田郡橋山村百姓
茂九丈母上為養女名月之貴子元并父上
生處之人持持者生名茂九丈母上對父元并
茂九丈母上存常下之也
同國秋田郡
橋山村百姓
松本
享和之三月拾壹日

松島 存命 子 水子

同國秋田郡

大久保村百地

松島 娘

持子 武斗 八升

弓子

享和 子 正拾 又 蔵

右 子 汲 享和 子 年 朝 孝 弟 弟 弟 弟 弟

汲 病 死 又 無 子 孫 二 拾 九 歳 未 婚 夫 之 家 業 亦

了 却 老 年 年 有 稼 田 亦 如 此 子 年 八

十 年 高 高 矣 一 一 亦 須 合 意 年 亦 一 丁 寧 大

心 亦 亦 人 之 社 氏 一 一 亦 亦 親 親 亦 入 舞 殿

亦 亦 亦 亦 一 一 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦 亦

何のとも義一と申す事とある周竊の月一物
 子員中其の指に扱世意孝事おさるの位申出
 お遠年々文化元子年四月申日己亥日
 鷹負る月お費りお義一出生産之人持持産産
 中後仁義無事是ハ文化之宮年九月中致
 病死子年六月申日存存下りて此年申日

同国秋田郡

久保村百此

持持るの二斗一八升一糸

由十節

享和日子口拾文蔵

右由十節成享和日子年親孝の功勞事切符
 其大納言書記此承義一安永八亥年八月申
 波病死母六拾八歳お成多十節馬子三
 撫育お成お成も食物の始起御之九節お
 丁寧仕何成も母之氣事と申す食物好
 有之此の事方お申すも申す欲は誠お成り

為其無意者... 文化元子年... 當時母... 均國雄勝郡

山岩彦村百姓
何彦娘

文化元子正格女成

右尚... 文化元子年... 正格女成... 年... 尚...

好也。何如。此來。又。有。少。女。母。曰。
。宣。慶。元。酒。也。進。り。秋。信。如。也。親。心。道。人。意。
。孝。書。中。之。所。出。也。還。許。之。同。年。月。中。
。博。よ。口。加。慶。元。同。文。英。人。多。親。中。生。活。人。
。持。持。元。年。毛。也。後。中。後。又。伊。信。元。文。化。二。宣。年。有。年。
。波。病。死。母。英。博。よ。南。州。存。希。と。也。古。年。人。

同國秋田郡

同國秋田郡

大子内村百代

持持子之格石系

久古之師

文化元子之格八歲

右。不。令。原。氏。文。化。元。子。年。親。孝。乃。也。子。也。身。
。手。看。以。伏。也。元。年。文。化。元。子。也。格。八。歲。母。也。格。
。宣。慶。元。酒。也。進。り。秋。信。如。也。親。心。道。人。意。
。孝。書。中。之。所。出。也。還。許。之。同。年。月。中。
。博。よ。口。加。慶。元。同。文。英。人。多。親。中。生。活。人。
。持。持。元。年。毛。也。後。中。後。又。伊。信。元。文。化。二。宣。年。有。年。
。波。病。死。母。英。博。よ。南。州。存。希。と。也。古。年。人。

二月申全之頃為喪次多月之費子孫由親口
生屋之持持元等生之院中度之去而後同年
同月中被病死而親中當時存命之由事也

同國秋回那

上杉村百姓

重直

文化二世之拾五歲

同人妻

〇

同世之拾五歲

右重直為史為文化二世年親為約次子
其母均身其考先以法古紀而共字和之
其年七月申被病死母七拾五歲其孫能始
何方口口口口口史均身其考先以法古紀而共字和之
其年七月申被病死母七拾五歲其孫能始
何方口口口口口史均身其考先以法古紀而共字和之
其年七月申被病死母七拾五歲其孫能始

母の身より初は佛神と稱し、是意考告
おとせ候中、此中遠近に子同年同八月申
之申候事、夫の申候事、夫の申候事、夫の
申候事、夫の申候事、夫の申候事、夫の
申候事、夫の申候事、夫の申候事、夫の
申候事、夫の申候事、夫の申候事、夫の

同國平康郡

下高村枝那

狐塚村百所

横の石と斗七升中

惣多座

文化二五、六、九、歳

同人妻

生二

同五、六、拾、五、歳

右惣多座は、文化二五年、親考、以、次、子
おとせ候中、此中遠近に子同年同八月申
之申候事、夫の申候事、夫の申候事、夫の
申候事、夫の申候事、夫の申候事、夫の
申候事、夫の申候事、夫の申候事、夫の
申候事、夫の申候事、夫の申候事、夫の

暇ハ炭薪出心脊負賣出漸ク其
多産ク由心緒之利合ク汝等未時未
却ク食物ハ辛ク子丁寧ク仕支母先心之存也
而親心大切之九振テハ腹心切之ハ事
之起由未ク付係ハ其心之注意者為事
ホク之腹中ホ未遺テハ身同年三月申
其産支母ハ加履袋袋為月夕夢ク又元并其親ハ
其産支母ハ其心切之九振テハ腹心切之ハ事

文化二年八月申母八月申十月申
汝病死其産支母先南村存命下其心切之ハ事

同國秋田郡

浅内村枝郷

成合村百姓

森六妻

主人

持高格抄名目年八月申

文化二也口指抄成

在六、七、八月中被病死之人
一、多时存命

同國秋田郡

十二所所

持之、名之、年、系

寺、之、即

文化二五、四拾六、歲

同人妻

志、一、十

同、五、日、拾、三、歲

右、寺、之、助、丈、婦、文、化、二、五、年、親、老、乃、以、其、弟、
事、母、如、父、子、主、其、祭、儀、其、氏、亦、文、夫、的、
已、歷、年、一、月、中、被、病、死、母、六、拾、七、歲、其、弟、
寺、之、助、丈、乃、以、家、業、事、之、其、極、困、窮、矣、
了、母、之、丈、婦、睦、愛、母、之、丈、切、其、母、老、告、其、
母、年、滿、三、酒、子、好、其、終、一、度、成、亦、其、被、濟、也、
以、其、之、酒、子、亦、亦、其、孫、母、之、子、亦、亦、其、

元好文母在雇年之曰膳兼食出之曰陳之
茲持母之曰信也也年光病也故家國
幸有之申別之新書後在類之也之存信
而之自之曰衣類之脫之母之被之是病
之之書之也之漸之也之也之復之也解
孝之也之出之也之也之也之也之也之也
之月中也之也文母也也應之也同之也元
之也母之也也也也也也也也也也也也也

元好文母在雇年之曰膳兼食出之曰陳之

同國秋回郡

外之河東村百此

仁花妻

如人

文化一也之拾也威

同人子也

嘉那

持之七斗或升宗

同五拾九歳

右の八条子共高知此後文化二年親老の故
 書多し其時主君共以快書礼以交父母
 寛政八年八月申改病死父八拾三歳
 書成如八条仁高知命申災病之由
 多し梅之史如七拾年申考書
 申之由京和之亥年二月申仁元改病死
 益病迫之由子如母之妻如八子共高知共
 親仁元考書如申之由史如母之由史
 日雇亦之由申如申之由遠方申之由二村由
 多し日雇之由申如申之由申之由如申之
 梅如之由申如申之由申之由申之由申之
 其食物之由申如申之由申之由申之由申之
 足病之由申如申之由申之由申之由申之
 丁寧之由申如申之由申之由申之由申之
 村方一統之由申如申之由申之由申之由申之

同之元年一月廿八日
多田之安子元并祀又中
了原之渡之祀又仁彦
波病死如人并嘉和
子也

同國平麻部

阿氣村百姓

古之部

文化二五二拾又歳

右之部助文化二五二年親
其若行状也元永天
病死母公拾八歳
多田之安子元并祀
了原之渡之祀又仁彦
波病死如人并嘉和
子也

其考以状事况示义之高厚、寛政五年
十一月廿二日病死母六拾二歳、女居、助、
極病、右左、白、履、下、通、之、少、之、方、
家業、も、之、繼、之、履、代、家、業、母、之、
お、初、ひ、自、心、之、福、新、お、年、子、之、立、家、凡、
薄、衣、之、昔、衣、沖、居、也、母、之、未、衣、衣、類、お、
忌、所、用、自、心、也、お、年、子、之、立、家、お、
お、古、と、お、年、子、之、立、家、お、年、子、之、立、家、
お、年、子、之、立、家、お、年、子、之、立、家、

心、類、之、衣、類、お、年、子、之、立、家、
之、の、お、年、子、之、立、家、お、年、子、之、立、家、
所、用、法、入、用、法、之、立、家、お、年、子、之、立、家、
以、年、於、所、用、之、故、令、力、以、後、上、之、者、若、
之、の、お、年、子、之、立、家、お、年、子、之、立、家、
多、月、之、費、之、人、母、口、生、産、之、人、持、持、
中、後、母、年、居、助、也、当、時、存、存、
お、年、子、之、立、家、お、年、子、之、立、家、

同國秋田郡

石川洞山支那人

安永九年

文化之宮六格武殿

右市九郎廣文化之宮年親孝為の功事由事

其先仍狀由紀由事古親口知年より孝心

由事由事又年右馬代安永九年八月

波病死母八拾七歳之由事由事九郎海峯宗宗

之宮安永九年八月由事由事史海峯宗宗

丁寧之由事由事寬政之宮年中同妻は病死

之由事由事由事由事由事由事由事由事

親類も由事由事由事由事由事由事由事

入道時由事由事由事由事由事由事由事

由事由事由事由事由事由事由事由事

由事由事由事由事由事由事由事由事

高年之次相心役食及子及人主地
一統孝心導子之
中九節八南時存命之
中九節八南時存命之
中九節八南時存命之

同國仙北郡

重元花娘

文化二年

右之り成文化二年親孝心導子之
七拾或歲之
極意

子先拾或感下之人之^{云々}家内六人之^{云々}
母眼病お然盲目^{云々}お娘指^{云々}年^{云々}
お親お御お娘^{云々}お^{云々}
お^{云々}お親^{云々}お^{云々}
お^{云々}お親^{云々}お^{云々}
お^{云々}お親^{云々}お^{云々}
お^{云々}お親^{云々}お^{云々}
お^{云々}お親^{云々}お^{云々}
お^{云々}お親^{云々}お^{云々}
お^{云々}お親^{云々}お^{云々}

同團山右部

能人富所

能人富所

當時存命之者少なり

同國山本郡

能代新町

勘平

文化二年三月九日

右勘平氏文化二年親孝仍次子勘平の母

其行状書紀宗父享和二年二月中

没御死母六拾七歳也又其母年六十

一卜通之良年未之復何故也母祖宗東山

治之他所ハ雇積未増也母も七如之業

町内ノ雇也也勤才也之方ノ時ノ也婦

母ノ安吉也也何且勘平先年妻連也母

母之心ノ事也也難極也也母也也也

海妻也也連也也波媒也母也也也

母也母也母也母也母也母也母也母也

淨切孝心の意に母に及可月一と申す遺
 之身文化に卯年一月廿七日申す
 申す卯年四月廿五日申す卯年六月廿五日申す
 卯年八月廿五日申す卯年十月廿五日申す
 卯年十二月廿五日申す

同國山本郡

能代富所

文化に卯年三月廿五日

右富松氏文化に卯年親孝の政子申す卯年
 三月廿五日申す卯年四月廿五日申す卯年
 五月廿五日申す卯年六月廿五日申す卯年
 七月廿五日申す卯年八月廿五日申す卯年
 九月廿五日申す卯年十月廿五日申す卯年
 十一月廿五日申す卯年十二月廿五日申す

好、毎度、遠く、信、書、成、り、候、爲、り、申、
書、成、り、候、中、一、一、と、申、上、り、候、故、
有、り、申、上、り、候、由、申、上、り、候、所、
母、之、心、事、申、上、り、候、事、申、上、り、候、由、
書、成、り、候、事、申、上、り、候、事、申、上、り、候、由、
宜、知、上、り、候、事、申、上、り、候、事、申、上、り、候、由、
是、人、持、持、上、り、候、事、申、上、り、候、事、申、上、り、候、由、

同國平藤部

下台岡村校所

孤塚村百姓

持言、又、石、之、斗、七、升、米

正、師

文化、口、外、口、拾、七、歳

右、心、助、氏、文、化、口、外、年、親、孝、行、爲、事、申、上、り、
其、若、以、伏、在、此、所、以、申、上、り、候、事、申、上、り、候、由、
六、拾、七、歳、申、上、り、候、事、申、上、り、候、由、

文化元年之拾三歲

右ノ人依文化元年胃ノ孝乃攻勞書増身
主君行狀本紀示姑寛政八年七月申
波病死胃ノ病化七拾三歳ノ末也
寛政又申年一月申波病死申人
子乃移ノ心立候極寤ノ内胃眼病
瘵治音病申ノ心三ノ山也
浪陽ノ脊ノ負ノ心ノ
九月申申人ノ為應次為同ノ申人
胃ノ病化ノ生邊人柱持為申ノ中ノ
胃ノ病化ノ文化元年一月申波病死
申人ノ高村ノ命ノ申人

同團山本部

高板村

秀房

文化己卯己拾五歲

同人妻

七下

同卯三拾八歲

右秀房史婦文化己卯年親老幼頃并妻均
以年甚壯其狀亦壯亦文以高厚八拾
二歲建母七拾八歲之狀亦秀房房史均

卯年庚申月辰申動山地地極新之乃乃

雜亦如手去之亥年之醫者亦亦如書之

去今之終之回相之耕也之剛之族

以乃之而親之五叔叔之目是之以此則矣

核極之何也年一按之亦在名之何也何物

如之之而終之亦之之傳母之何也何事

能代讀之通系亦來之何也何事亦何事

或時白果之類之何也何也何也何也何也

王乳母以状书乳岳父。安永五年四月廿
二日。病死。母九拾二。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
側。亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
節。亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
之。亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
寬政九年十一月廿二日。病死。母。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。

亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。
亦。年。嬰。兒。同。日。亦。威。亦。年。自。古。句。論。息。

同園仙北邙

角波河之内

横所

之乃以居

新吉島娘

少之免

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

文化文庫式拾七歳

是令... 候類... 自此... 親... 遺... 月... 親... 存...

同園秋田郡

上酒田町

長園屋

源右馬

右源右馬氏寛政壬申年甚深切奇特... 園... 中...

波合方程同廣町中園為之天教之傳
三丁个淺六百物考之及生奇特之者
了段中出亦遠近之乎同年二月中為獲
生處之人持物為是後中渡江海島八京和
之亥年九月中病死仕人

右之通事座名正之

文化六己年十二月

中竹右京左内
安國文部兵衛

孝行了看引状書

中竹右京左内

英口半八

淡合... 同... 國... 教... 年... 他...
... 淡... 首... 務... 出... 於... 經... 緯... 之... 書...
... 子... 及... 十... 五... 未... 遠... 矣... 乎... 同... 年... 二... 月... 中... 日... 書... 署...
... 右... 之... 通... 以... 左... 右... 之... 立...
... 出... 羽... 國... 仙... 北... 郡...
... 南... 館... 所... 之... 內...
... 七... 日... 所...
... 清... 者...
... 文... 氏... 七... 拾... 九... 歲...
... 勇... 苑...
... 同... 己... 拾... 貳... 歲...
... 右... 清... 台... 兄... 弟... 儀... 文... 氏... 宅... 年... 親... 孝... 行... 之... 次... 弟...
... 相... 夢... 以... 身... 共... 看... 以... 狀... 相... 似... 以... 交... 而... 親... 其...
... 育... 人... 之... 父... 字... 宗... 山... 字... 拾... 貳... 歲... 母... 字... 拾... 貳... 歲... 也... 成... 也... 成... 也...

出羽國仙北郡
南館所之内
七日所
清者
文氏七拾九歲
勇苑
同己拾貳歲

吾年亦常他郡生保内村引誠正主人家歲
山與立不引誠正居在能事我
按麻也
涉法母六六年一弟妹之
病身之
之者
損之
去物
刈
相養

困窮在終救也
夜忘之
暖之
体息
日用
自今
所損
之價
親見

親之口以... 持節... 青等... 中... 法名... 存命...

同國仙部

角館町之内

七日所

福松

文化六巳女九歳

女房

同巳女七歳

右福松史婦... 其者... 福松... 家業... 目... 子...

昔八百生... 扶持... 親善... 福和... 支那... 存命... 中

同國仙山部

角館町之内

勝樂所

小左衛門

文化廿五拾三歲

林茂

同己拾八歲

大右

同己拾三歲

右小左衛門兄弟... 文化廿六年... 相考... 波病死... 祖母... 拾三歲... 母... 拾三歲... 右小左衛門兄弟... 振治... 渡世... 廿六年... 以前... 父病死... 廿二年... 大病... 廿一年... 卒... 廿一年... 父... 廿一年... 難... 廿一年... 致... 廿一年...

作の頃より兄弟あり共々及之親友の家業
古所人より日々人足程之利潤ありて進
後之旨日文程揚中へ借並目之家業
細之等より一も動ゆる病ありて慰程、為致
東用い七ヶ年以前、母病病頗為致薬劑
漸く使自りて一ト病を病月、本成は年
以前より痛風頗る起居て一ト本成は年程
為致薬養の石病病小妙薬有る也
取也揚中極貧之肉より別人と居病病致
賤用少、性く本成町内薬師堂より借
一ト交りて揚中、小左衛門母と員林記大旨

由人より由茶畑子供たり具と持りり
子哉母と慰中、母病苦く、老る
賤立しり、兄弟二人笑顔共機
取らる再扱中、兄弟を毎日担母并
母は何れ、細二、一ト我外四者
拾遺隨の家業と出信り、一ト一
小左衛門候より幼年不奇特りの先也感
此合親小左衛門、随の家業より居居り
一ト合合り、一の打或ハ小刀極く取ら
目、早朝起り、一度と親小左衛門
一ト年と一ト、同年に、世傳と八拾

遠くよりの中を由人より身も見も
何事もむつまゝ追々孝養の志
お遠くより身も同年八月申小右衛門
林茂大吉と為鷹友多目又貴文亮并
祖母母生雅之入杖持亮指書了候中後
文化七年二月申母病死者時祖母母生
兄弟在存命下言つた事

同國秋田郡

阿仁洞心也

貞本次中用

権三忠母

十九日

文化七年拾六歳

有る川女文化七年始に孝行の次第
お孝行の身共省行状お礼は姑七拾九歳
相成武拾八歳一歳より一月小成拾五
拾九歳弟尚も即拾五歳妹又歳少お
家内五人少く四年一歳お病死候事
若年一少く申方お節十八日申

孝心之有少不別之史不遠也 報難也言
報久會切等之難信也 姑也言
報飯粥等之有 姑也言
且近年 姑別之老妻也 姑也言
不自由也 姑也言 姑也言
隨起也 姑也言 姑也言
子也言 姑也言 姑也言
燒候黃候也 姑也言 姑也言
時之寢酒等也 姑也言 姑也言
盲目之 姑也言 姑也言
子也言 姑也言 姑也言

科之深切之 姑也言 姑也言
同年三月 姑也言 姑也言
姑也言 姑也言 姑也言
文化七年七月 姑也言 姑也言
子也言 姑也言 姑也言

同國秋田郡

阿仁洞山之内
小決三又山日座
長之助母
子也言

文化七年拾三歳

石きり文化七年年 继母の孝行の次第
お多の身中者行状お紀の父又继母
七拾三歳にお成七ヶ年 盲目にお成
為る支婦あり 孝養お多の父又子更
はヶ年 以前波病死に 子成長し
拾三歳二男お多の助八歳之男石きり
事子畜生に 家内一人又子更八人 穉
困窮に 父又支の後 教上ヶ石きり
洞心終に 日雇賃銭に 漸難解に 家内

波投助の父老母より 雑飯等不為給
子より 子信等より 父老方より 一
冬より 母お頑去妻に 腰一向不
石きり 年日雇少出に 母等より 某
早給に 波支の度母より 客子お伺
為便合に 進に 招乳吞子より 有
お偉に 日く念に お多にお多
お二度死に 立降に 抱きか
お招且に 親に 母にお多 柳に 横
おお背お中 七梳中 にお多 中
度、母お招に にお多 にお多 にお多

孝行母事年以行綿入百其の善
為子子修亦も善者も受其善
心之孝養也一度中心相違は
同年西月中五日に為善員多同
其貴文母日生進走人扶持抄書人
中渡は當時継母年五日と存常
乙未年

同國山本部

八本村匠若

孝行

文化八拾一歲

右孝行及文化八末年母日孝行に及
お夢の母の日孝行に及母
九拾一歳にお成に於て母
中孝行に及母の日孝行に及
寝下り孝行に及母の日孝行に及
誘ひ火に南に洗ひてお成に及
伴に候一度も願不中一様中
自身に及母の日孝行に及母

自身より能く暖く母より暖く是等
其の側にも不離何事か之れ其の好む時
遠くをゆく未だ骨も能く撰り此の終
殊に妻病あり多外也子計内居り色
少法に交り又年少而形小なり親元
其母ありて此病不中いれ若くは自給
飯と炊りて汲難しなり一に板中の書
困窮ありて是困窮なり下る母は竟
不中いれ外に事年一也と云ふ一汝若く
了候中に出た遣はせし年同年六月申
若くは若くは實は其の同又其文母は生

老人扶持拾遺老人候中候に當時母
若くは若くは存命なり此の事なり

右之通沙屋の事

文化八年三月

中折右京茶屋
吳口平八

文化六己巳年

羽州衣泊者行奇特者

十二月

酒井大膳尉内
黒川武徳

[Faint, mostly illegible handwritten text in cursive style, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

十一頁

即三、次、包、物、流、之、味、益、始

武左衛門の事

羽州之内者行奇特者

羽州田代郡横川通中銀川上村

武左衛門

又指江獄

武左衛門の初より父母に孝と妻子に教令
かりたれ、家内をいさむつゆ、其の若
子をの村く、そのいさむるを、其の父を
後、母より、抱く、く、きん、と、さ、な、を、え

母の心の聲がうらやましくうひてその用をわらわし
り母をせむ時ふくまふりて六すゆとらむ
室暖を移んばとつひねむは自ら湯をく
ひ水きせく船版とまわたり定祈とをゆえ
光るまのほひのまうて佛乃は名とま
村くのなまうりし母え好世のまあせき
会佛せまわすとくも好くひの耕怨の
いとまがくはまがむる光のまあしり
り武た東も人くまの衣言の書員とま
ゆり入り新とまの業をうりてうりて
陰なき身かれは切く母と老なきよ
は文化ニ奉米とまのまの老と
瘠とま

同郡同通同里下み川村後内将

辰之助

二拾五歳

辰之御妻

と免

廿拾九歳

辰之御と免の夫婦は昔ながらの生をとりきり
あつたの屋にきこふと免及も村中の
まらひを悔しつりて人の福にとまらふ
父の頼む者も涙をとりけるをきり父を
おとらふ家の他乃ち免と福の夫婦は

用とあつたの敷きく敷く父乃ちふとあつた
免と福はけり合らふとあつた免と福は
このくまをわたりあつた免と福は
てあつた免と福はけり合らふとあつた免と福は
わらふ村屋はけり合らふとあつた免と福は
免と福はけり合らふとあつた免と福は
乃ちと極ときこふと免と福はけり合らふとあつた免と福は
免と福はけり合らふとあつた免と福は

ふかきまのころいかにいかに文化元年米をこ
まきまのころいかにいかにその者かと後次
しのかき

同郡同通同組女符

仁徳

又格或歳

仁徳妻

たよ

又格或歳

仁徳のころいかにいかに文化元年米をこ
まきまのころいかにいかにその者かと後次
しのかき
ふかきまのころいかにいかに文化元年米をこ
まきまのころいかにいかにその者かと後次
しのかき
ふかきまのころいかにいかに文化元年米をこ
まきまのころいかにいかにその者かと後次
しのかき
ふかきまのころいかにいかに文化元年米をこ
まきまのころいかにいかにその者かと後次
しのかき

村中よりてゆかぬものなりし寛政の
支物と慶安にて米とこそくせき

同郡同海同銀小銀木村重彦撰

金口市

二拾七歳

重彦の父母の孝の深く満ちたるものゆへ
村中よりまれゆき祖母ゆり花おとすれ

いとおひてゆりゆきを重彦の母の徳に

あつたゆきゆきとて自守とてゆきゆき

ゆきゆきゆきゆき衣服と垢ゆきゆきゆき

ゆき寛政の年米とてゆきゆきゆき

ゆき

同郡同海同銀砂川村

と想た為

二拾七歳

と想た為を負へるゆきゆきゆきゆき

申す父母之孝長にわづらきと想を精らさ
しれは妻子こそりてふむにこそくはらる父
うせむ母のさひるるんこそあひまらえ
朝か夕か母の側とまをまらるの用とかなり
せむよきのまえ伺くその例とふく起る湯を
くいの水させ之を符と名付むとわけてせむ時
出るふ免分を免候ひていふことよく今抱くらうと

同郡同海田沢下由保村所著の書書信片

長者

口指書

長者の事私なる生まつてめく志る免礼義たはく
その父と母のまことかこせむあひまらう候と起く
あなとまらひにせむかこいすす満とわけてこそせ
まことかこせむ調度かこいすす満とわけてこそせ
わらとせぬき膝とわけて地とわけてわらとせぬ
徳身わらとせいと殊勝と見えし海とわけてこそせ

元中くむろの事色さうけひおと金にたれ
よな履やうのえの備くわうておきあう古く
かりそあひあめえ送迎の礼わうてよな履や
やうのえの備く父は郵きささまおのま
そのぬきうさくさる方わらうとまきうう海
すさしおのした父のよむねと書くもろえや
元中うふとやうき路さうく見あぬよのふ
その存りよ履員して果そこまうてせゆ

同郡同海沿江片貝村後為悱

辰治

二拾歳

辰治妻

きち

貳拾八歳

辰治妻物のえの父母とくはうかりその父母
の智くおえ小兒たわくやうていあくのわを

しこれとまほそのいふやえきうにたそのいふを
そいふしつとあひあひひりたのい新と音事
よきものつとせやくと病をいやく面はに風を
しを音事してきんかたきとわたくしえきやく
きうらうえおのいしときあふくやうとよのこ
えかくきと父母の好る酒どういえとあしてゆてはめ
るきやくと花やうのえのえときとあのみまほ
し

新在事といふもの娘が存治と存とあせう
いふるこいひりてえ姑と幹夕のいひるいふるを
しとえかく幹かく湯とあつとあつとせか
よりいふるきやくとあひあひひりたのい新と音事
むつゆとくといふものあひえがうらうら無村のい
かれ田地少あてい入の新とあつとあつと代か
よのいひとよと米たらのあつこのい新と音事
と酒あつとあつとあつと存治とあつとあつと音事

納るさくすのむあし農子と力とをくれば
うゆる米え人の備うて多くは以て其の田の米
えて貢と納めたるさきこころは文化の支那
のまのく米をこころをせくその老順と後漢
一農事とさけ備へ

同郡同地同知三内海村

凍也

二拾八歳

凍也の由を言ひ知えし人の備うて其の田の米を
くはくを貢へく世をばしその父母と老に保くその
伯父をくけりたりえく其妻えけりて其むし
かりし子なり其老きくその出えく其母を
父母と事るんを自ら備かりて其世をく其
とくけりぬ事をえりて其く水香の身分れい
一日の息ひなくおせりされ其子の語りえ其
かゝる(き)世のく其り伴と父母は息なき
其母がおせりて其わがく其り伴と伯父は

とぞまふてくれいづくまひて父母の同しをた
いわり分抱くものきこえは寛政十二年米
とこまくせとせくその存を以て記ししを
後英一とす

同郡同通同鉏我元林村三郎重母

志元

又拾七歳

志元其の人のかり貞順なるまのかりは亦其ふ

とておもはふはる者なきをかりはれは家内の子は

いんしをいひまうて母のやうにまきなり

姑八年あより能く母まを流し目をおかす

その子は帝女をまおえその孫は帝女をまきなり

おく母まをいふいふかたその年の孫はま

おきかきまをいふいふかたその年の孫はま

母まをいふいふかたその年の孫はま

母まをいふいふかたその年の孫はま

そひて先かとう女のふに目をあきさうまのかまに
 かく満かせぬこのころうんかともよーさうつてく
 くあり短ちの梅うけなぶよになんせか(かきい)思ひ
 う伴かた公の梅にさかちかひぬるといふあおあ
 ちひさるゆゑなり地かし貴し(いさ)いもあえ
 こあ源とゆーとさうく姑このこすめてさう姑のふ
 してあまにそのむねをたひりさのなまきとさうかた
 さいしあちのふらふらしきいんたの文化二年某
 さいしあちのふらふらしきいんたの文化二年某

同郡同邑同里海村分又同町醫師周伯妻

まじり

二拾七歳

松ぞその舅十五歳なるを松らうく小唄の
 かくたあつて居然のちくかこくかこあうああ
 えのまよ松ぞは少くえうまうあてあま
 そのあまをさうさうさうさうさうさうさう

主國伯少元いむりましく先妻乃子とあるは
このやうにわけてまらざる可也のよるは
まのよる貞順なるも感して好くまらざるは
文化九年米とことききせくそのひとて後
—

同郡同海同興八日所と書信

と平治

口指之盛

同く字に村屋のりて教物と買へりて世に
久父母はとまらざるは毎く者なり
海なる元とあるは毎く好くまらざるは
先妻のりて子元とあるは父母のりて好く
元とあるは元とありて今乃妻とあるは馬所
村平治とあるは元とありて今乃妻とあるは馬所
好くまらざるは元とありて今乃妻とあるは馬所
元とあるは元とありて今乃妻とあるは馬所
元とあるは元とありて今乃妻とあるは馬所

かりけるにむ年治ま物きわひさかしく若衆
父母のふく戸と入るま物く教の更る海と葉言
やうたまのくうらうらうらかしくいふいふ
炬つえ出くすくも海ちりましくくく
きくことしは文化の年来きことしは
養員し

同郡同海同祖村同西格

年治市

六格書院

年治市いふ海と入るま物きわひさかしく若衆
りく高し世と海に月十日原海村海く
むそ年治市いふ海と入るま物きわひさかしく若衆
藤さる白名海家河のむらひよりてそのをいふと
そつねまむとまむとんくくもあててはと
河あて見れいふことも数る河のその中と今昔
あまきと福田たまより山崎村法名河ふはあり
射してそ河りるはと福田たま山崎村

諸君を仰ぐに可き者やあるに社人の志あり
つめと破産を成さんとす社人の志あり
伊勢や仰ぐに可き者やあるに社人の志あり
あまは伊勢沖舟ふりてしめすまゝなり
この人衆の志はなほあまの志なり
にせむと元仰ぐに可き者やあるに社人の志あり
白鳥の志のやうに社人の志あり
いふつとあまの志ありわづらひは破産を成さんとす
まうりたる志ありしは清吉の紙好岩崎村の
清也清吉の志ありしは彼れが志ありしは
こゝろを成村の志ありしは彼れが志ありしは
ませしとるしは清吉の志ありしは
仰ぐに可き者やあるに社人の志あり
わづらひは破産を成さんとす社人の志あり
わづらひは破産を成さんとす社人の志あり
わづらひは破産を成さんとす社人の志あり

此百信書す... (Main text in cursive Japanese, likely a letter or document)

同郡同邑黒川紙田代村

父母存

三十一歳

父母存の時地わいの名を牛のまうえり高姓
 せし心へ入新しつるわいの心も地へ入新し
 けり父の事奉奉うせり好む事奉る母を孝養
 けりつる心もせり入心せりわくしる格とらわ
 地をいへり心もせり入心せりわくしる格とらわ

父母存の時地わいの名を牛のまうえり高姓
 せし心へ入新しつるわいの心も地へ入新し
 けり父の事奉奉うせり好む事奉る母を孝養
 けりつる心もせり入心せりわくしる格とらわ
 地をいへり心もせり入心せりわくしる格とらわ

去一卯奉の生言は元(ぬ込奉)かれあこさせく
之の負えのどは少なくおさあさせし
不第あのお母わけのかく民とらさきほひて負
と減して納させ給ふよのりつひさうふふ
一さしきくわる身かれしに、給うつらふ
おりて海にまじりて米下し給さしとの給ひ
人志くは我のまことしらまんとては
褒め給へて米をこころしきし
もけ海に

同郡中川海樞山銀原野田村

岩物

五拾五歳

岩物この父母と孝分のものかりて母は
あつてせよ、岩物父の世はひくく
とよまひくからむ、さつてこの
父の爲に正なりて、父元海、十八年

うせてくれわきく継母と孝養えつて見ん
継母の心知く元粒のれとまにふとくもらて
子殺せしむせしふ昔世のふん凡そ人の子殺
しと殺すをこの好楽しゆんあかりかこらさ
えがせし流るやもまこして切らふとあたる継母を
おとらへわじしえやふたがりて流るしきうゆ
りていふしつらりやゆふく孝養えつて
つらり流るやもまこして切らふとあたる
えぬましく元喜くこの好く傷さす好まき
て流るしきうゆふく孝養えつて見ん
ふに殺るやもまこして切らふとあたる
元とあつてわらり昔世継母とよたるはの智
ふんこつらりしこの子のあつてゆふとあひて
かき殺ししえおさえてよりわらうくとあ
えのふんこつらりしこの子のあつてゆふとあひて

後ひたきくつとをん乃ゆふし流るる人
もがよわなをく離るるく智るるものせきに
くしゆんがよひまうりて徳母のふし志の例
類かともやせり相夕乃今より若徳の
例とあてまらわらうくおのまえひく徳母
そひ先喜く二夜乃まをさもあつたはゆと
けりしつとくひくわらう若徳は世のま

おさなきものめのもや母とえく若徳にひしゆ
てのひたきくつとをん乃ゆふし流るる人
もがよわなをく離るるく智るるものせきに

同形同趣同韻同村

と次書情

天保三歲

とらき情妻

すそ

二行歳

とらき情分貞新乃仲よしとの妻すそこんど
のせきとの母と孝ひりる母き年希る仲風
を登まふと慈ふとえいふ海をいま婦はわかれ
いれりいりしてはるこの例さおくとこの用さる
ふとふいふに神子も礼をいりて候ふ

とらき情分貞新乃仲よしとの妻すそこんど
のせきとの母と孝ひりる母き年希る仲風
を登まふと慈ふとえいふ海をいま婦はわかれ
いれりいりしてはるこの例さおくとこの用さる
ふとふいふに神子も礼をいりて候ふ
さうある也いあんと存るうりては
このえきこゝえぬなとこそま婦えらうと母
ふとふいりおのまてえつてその味のかみ
いりて母とあふめて食ひのせきをきり
ふとふいりおのまてえつてその味のかみ

山さつりかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた
ひさひさかへあつたはゆへひとあひあへてはつた

後集せし文化の沿革のこころをいひしり。

小太市

二拾三歳

小太市妻

婦一乃

二拾歳

小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた
小太市は云は村とゆへひとあひあへてはつた

茶より、病つきらるるに醫療なほしむるに
 てをくかりし、七年より、あつて、
 氣居えなかりし、今夜も、
 たり父ら、ぬえ、と七十一、
 と偏身く、と志ひ、と、
 ま、あつて、
 小た、
 小た、

其の、父、母、の、
 此、
 社、
 病、
 然、
 病、
 病、
 病、
 病、
 病、

是れはも人乃家よは人あねしえられはるもの
なまきこがしひてなまきこの様はるを初ひ
てい後しるゆらる人乃はまききとて合員しき
人のこゝろなまきこの言らるゆらるなまきこの
なまきこの後とてなまきこのこゝろなまきこの
なまきこの父母のこゝろにゆめえしこゝろ
なまきこのなまきこのなまきこのなまきこの

なまきこの父母のこゝろにゆめえしこゝろ

なまきこのなまきこのなまきこのなまきこの
なまきこの十月二十日、すなわち七月十日の
なまきこの（新）を、父に頼りて
なまきこのなまきこのなまきこのなまきこの
なまきこのなまきこのなまきこのなまきこの
なまきこのなまきこのなまきこのなまきこの
なまきこのなまきこのなまきこのなまきこの
なまきこのなまきこのなまきこのなまきこの

文化二年の事

同郡同姓者治祖也信村権左衛門

子之惣

又権左衛門

子之惣妻

たは

八歳

子之惣妻も治に知より父母の心は保ひよの事

治に保ひよの事

治に保ひよの事

治に保ひよの事

治に保ひよの事

治に保ひよの事

治に保ひよの事

治に保ひよの事

治に保ひよの事

先母不仕く相之室を暖を語り昔の家を懐
念の心の向うけ此村の念抱二夜のいふ
向うも此村の念のいふせむおの念のいふ
村の念のいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ

同郡同邑同里今野村

源三郎

万七郎
三後歳

いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ
いふいふいふいふいふいふいふいふ

米とてはく足す乃のいんかきんかの者心と
唐菜一なる

同郡同通者湯池を村所養

持言武格之石九斗六升餘

傳七書

五卷餘

傳七書乃母は七十七歳あり元病もきこの分れ何れ
越外之いを用ひて分抱し銀夕の念物えものせり
後ひてあさわなむとてその例とまをましたまへ

わのいんかきんかの者心と唐菜一なる

母の病ひこころもきか村の内らるる年路り
田川湯濱をい温泉つありい向くむおんを
らるるいんかきんかの者心と唐菜一なる
おんの子らるるいんかきんかの者心と唐菜一なる
るるいんかきんかの者心と唐菜一なる
者心と唐菜一なる
向くむおんをいんかきんかの者心と唐菜一なる

くみんれい父母のふぢもふぢのあてまふぢのあて
やうにわしきわつちまふぢのあてまふぢのあて
父母とあつひんれいもあてまふぢのあて
乃流るるまふぢのあてまふぢのあて
ふまふぢのあてまふぢのあて
まふぢのあて

同郡山濱通中三郎組中三郎百姓

接ふまふぢのあて

平三郎

三郎七郎

實録二年中三郎の村にたふまふぢのあて
うまふぢのあてまふぢのあて
出まふぢのあてまふぢのあて
行まふぢのあてまふぢのあて
まふぢのあてまふぢのあて
まふぢのあてまふぢのあて
まふぢのあてまふぢのあて

同郡山濱通中三郎組中三郎百姓

老翁之命

羅藏

老翁昔者每病者らと云きこの命抱いて源切なり
此村のやうらまきいんもしくりばまきといはれり
之を獲員し作りぬ是の命を及十三年度の暮に
のりながら

同郡の河津法池戸村百姓

又た書す

接する九斗と云き年物

信濃七十四

又高のそのひひつしと傳へれば我々もきいふの
きいふ見し麻地村あるよと云きその子ありし
若き頃の村のやうに算ずればこの命を
此の昔者といはれりまきいんもしくりばまきといはれり
る人たりしと見し一節々の命を及すといはれり
つと昔者といはれり田畑の命を及すといはれり
ゆりてはれりまきいんもしくりばまきといはれり
といはれりたをかくせしなりといはれり

うき海にそりふしおくれがぬの池にそりなり
親族めえむつゆに村人のゆらひえがかり
村ついでいふことしおはそりなり
米とていふことしおはそりなり

同郡同国同村水呑之屋妻

たき

三拾七歳

同郡同国同村水呑之屋妻

うき海にそりふしおくれがぬの池にそりなり
親族めえむつゆに村人のゆらひえがかり
村ついでいふことしおはそりなり
米とていふことしおはそりなり
同郡同国同村水呑之屋妻
三拾七歳

同郡河内國也麻堂村表八姉

きい日

廿拾八歳

きい日父の卒ニ奉命てうせよきこの母ハ年
久しき子息のつとめをこころに思ひて
ふし居りたりす表ハ昔々とさわさうて
に勤きくおせく身おれは内と外と
つとめをこころに思ひて
今この世に生れしは
今この世に生れしは
今この世に生れしは
今この世に生れしは

同郡河内國也麻堂村表八姉

孫ニ布

廿拾八歳

持らふ石九斗ニ奉

孫ニ布解りつとて
二年凶年れや
村中一人困窮
及ひしつ

全業と米百俵送りて心せうに村中のいさよ
ふせうかめりてそのと娘りてふし村つら
まゝにその志と後英して詔をこま
かゝりてか

同郡河内川能紙に村仁左娘

神後九歳

いづく時より父母と孝心深りて父死して後女

あまよひいりて男がしむる世に渡りてわが世に
けりての村と親族をこまにせしめしむるは
家全員いられ抱かていさよそのおまらすりて
いさよ人々と送りて母とわがまをいさよ
おはしむる若くをいさよをいさよと山畑のわが
いさよは人の雇まてく債法をいさよと孝養
いさよ村つらよりいさよとあまらして
いさよとわがまをいさよと後英して詔をこま

同郡京田越京田能志山村四姓

梅子拾石部群の

と惣志

二孫三歳

と惣志父母のり先哲よりくはるひとる
かゝるくくくくくくくくくくくくくく
何とえくくくくくくくくくくくくくく
ゆえのくくくくくくくくくくくくくく
半平けい村のくくくくくくくくくくく

京田越京田能志山村四姓

梅子拾石部群の

と惣志

二孫三歳

と惣志田畑くくくくくくくくくくく
分負りくくくくくくくくくくくくくく
掃走れくくくくくくくくくくくくくく
何く川村長物くくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくく
何くくくくくくくくくくくくくくく

年之物に野菜とて世にほりたり父を大御
左へ道にほりて病つきてたれ何とせしむ
高のわく方の中らふみ父をたてにほりて
向うへ家をとてあひらきまじすといふに
に及びそのゆゑ毎に病つきのよふに
是のあまもいふ事とてあつて
あつて何抱きせしむるは
こころにほりておのれに親類をたてしむる
るにわかれ高とておのれに親類をたてしむる
その心とていふ事とてあつて
高とていふ事とてあつて
をいふ事とてあつて

因縁同因縁大寶寺村新出高人

利藏

廿指廿歳

利藏之入形を高とていふ事とてあつて

父母の諸君のまのせがらの胎をなすくはあり
母の身をくまえ相よく育ちたれはのこりなきを
そこなもねをいかにしてつひに妹にえりて
まのまゝ見えりては父母のいそぎに
これいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに

同級生の同級生村のいそぎに

いそぎに

又格二歳

いそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに
若きときもいそぎにわかれぬ村中のいそぎに

えく十五歳の米とほくのひ納りとうとを儲け見
ぬいせ七とく病もめてあくるまらゆるはよや年
光けをとおらうくくれは暮るひに力を盡すまの
かかしくい田畑えりまぬえ米も出くは
いこえおまゆいの家とすら暮らせつらよの身
お病もくお病もくしこいんお病もくお病もく
いえおらよおらよいこいこいこいこいこいこい

わき身もいこいこい田畑がせきくもいこいこい
まのなはい振人いこいこい民ははのいこいこい
わき身の振人もいこいこいちて暮るひの光もい
まんとおいこいわぬいこいわぬいこい父と母のいこい
まきつらにまいこいわぬいこいわぬいこい
かぬいこいそのいこいわぬいこいわぬいこい
代りていこいおいせきい父と母のいこい
いこいおいせきい父と母のいこい

持る、指武石六斗解

治部左

武格七歳

治部左の如きといふ父母と母の祖母と出立首
 七歳と云ふはなまうそのお母のいふのいふ
 といはるる多しお母もなまうといふは
 身まうといふはなまうといふはなまうといふは
 の出立首といふはなまうといふはなまうといふは
 治部左の如きといふ父母と母の祖母と出立首
 七歳と云ふはなまうそのお母のいふのいふ
 といはるる多しお母もなまうといふは
 身まうといふはなまうといふはなまうといふは
 の出立首といふはなまうといふはなまうといふは

お酒のまのころからあはせぬうすれおきて一男一
女のまゝ親里よりええ事なり錦の原より藤
とて成るもながいなりおのゝまのまのまのまの
はまのまのまのまのまのまのまのまのまのまの
ちつひらうねく村のまのまのまのまのまのまの
米とてくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
しめくくくくく

田村花崎村野首

母 六六詳
又格九歳

多七母教年仔細かた神宮(詣る)乃志のりえ
り諸の資とせともやと教へるまをばばとてい
て明七幸長れは米のゆへひはしとてこの村乃
を負きまの飢渴とぬるものなりたれ仔細
詣とあうくそのまをましく米は石八斗と神のま
てかものねと施しちつひらう村つひらう

みゆをく米とことくこせくこの友と藤原
しゆりる

同部花嶋同村同屋

二斗一布

又拾歳

二斗命天目七斗二斗村人二斗新也同部九斗
二斗乃米とせくく負く米と分ちりて
村つていよのさう之あるは米とことくせ

同部花嶋同村同屋

同部花嶋同村同屋

多七

又拾歳

くも七生まのき貞家ふくく公国を重く
如く村中とありひ家也と屋つては
存表のりるる風は志きり向り毎案
能為とせくせ級人二斗村の所表と
能為と存りまのありやがやとせり
ふたう存表の他と向りせり

うり高女二子を産てしとくさしせくくの者
心を養ふしゆれ

同郡同治村百姓源高女二男

幼六

拾五歳

細く母は七をせ為より産まふく徳ゆえに
産ふしをわらうりあつたのまのいほ懐り
ゆれに幼六種りあく存考し二夜のそりあり
あるは文化はまきまきしんくさし
ゆりし

同郡特川通清川組大津村

治部彦

日拾歳

治部彦

妻

二拾歳

治部彦炭を焼き世を流りていし貧しき者
かりし主婦のまに貞女をかりしそのあく親乃

衣腹の時節よりうらむる人欲令るえとれこれ
りてやとせむめ何のゆゑに親のゆゑにせむ
みほひらむる村のいふいふに人あきしむは
米とともくまぬのえのいふせむる後とせ
そしむる是にまぬとせむるいふいふ

同郡特川海特川延特川村

勝右衛門

又格五歳

勝右衛門
妻

又格五歳

勝右衛門をとりて村役と勤く日教検断の
たふすといふをいふいふと分與するといふなり
その妻は同村の娘と人づかひに言はれり
いふいふにまぬといふて凡八十二の老母といふ
言ふ若起外は人抱へりいふいふの記
いふいふのいふいふにいふいふといふいふ

多く水旅を極くたのしくなるとも
志を著しひたり物語あるのららり婦の妻
とこに脊負くりにをさるくさあつ娘も母
たさ人のあこころをりその債渡をり老妻の
新とすすげたるあはれしうかしのこころ
ふなきは二年米とひんかみせしおの
よのそ後英しる

因形回過日経古方村行の状

廿六

二核五歳

廿六その父の志をたのしく行旅ありしう
うせむの時長は極く父の泣ききし行旅を勉
者海しと二年ころる病なりとて辭しと
田畑を著くかせき冥陽やうれよの齋とて田畑
せ水す等の一をうまゝ農するさしげと
いふれいしとてまじかみせしとてなむ

理りたわき浦へ知りたれ村人を見おぼせぬと
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ
あまのこどもいひてきりしりはみひしほひ

天保二年六月廿二日

天保二年

口授

天保二年

妻

二後主

天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日
天保二年六月廿二日

花を、唐紙くも

同級同姓と余自注より根村

市倉金

二拾九歳

之より根村の氏の家まことえと云ふ事ありしり
正徳のころたゞ之を田畑とてする百姓わりの
十割そのうち半割は地借水者ありて
印をてしむ飢饉を及ぼすものありしり

市倉金は正徳のころありしり(七)同姓(一)市
倉金は正徳のころありしり(七)同姓(一)市

正徳のころありしり(七)同姓(一)市
倉金は正徳のころありしり(七)同姓(一)市
衣服とてのころありしり(七)同姓(一)市
倉金は正徳のころありしり(七)同姓(一)市
これより文化の年を述べてしり(七)同姓(一)市
後員くも

同級同姓と余自注より根村

勘次郎

二拾四歳

勤王帝の母石のまりの田をまてる百姓も農
業をゆめかかせむる父老おとらしく昔の
公お海をくらいつらにまらふらふおあひ
をたぐ春魚くら海をとりおとすく海軍
何事をもの公をたぐらふらふおあひ
いふお海をまらふらふおあひ
十年米とくくくくくくくくくくくく

田代田代田代田代

田代

田代

田代田代田代田代田代田代田代田代
百姓なり父の七十八歳母の七十歳をまらふ
衣金の費とまらふらふおあひ
田地とまらふらふの田を備へく
とまらふらふおあひのこれれ農業乃
御方よりひ一定の体と目めえらふ

雇とせきとの賃とけつてゆく所を記す父母
おすらるる日雇とせきと贈とあましくせきと物
らつたおの父母しあつておのまじくせきと
おすらるる日雇とせきと贈とあましくせきと物
らつたおの父母しあつておのまじくせきと
おすらるる日雇とせきと贈とあましくせきと物

田代田越村の御持門村の八代

巻六

田代田越村の御持門村の八代
おすらるる日雇とせきと贈とあましくせきと物
らつたおの父母しあつておのまじくせきと
おすらるる日雇とせきと贈とあましくせきと物
らつたおの父母しあつておのまじくせきと
おすらるる日雇とせきと贈とあましくせきと物

元高その人となりて義あるものありて
大勢をまじむすしをてあることなるが
なつまかりにて親族のことあるが
米をまじりて諸人と交りて謙退甚し
のさうしははるる物なりその行ひ
るがまじりて百姓の心もなる
きこしとておまじりて多き米を
しるしとて

同郡同邑平余村西野村

作七

又格歳

作七ふをといふ好と勤く
なりしとて公座さしを地におまじりて
ときこしとてその村の水君と
まじりてその村の水君と
あま親里とゆりたり
かりしとて

ふせきわりの小舟に宿居らるる侍七人のものも
かたしう夜あひひくおのまゝあゝ好せてる
はるあを志つひ嬉さうひくくせらるに比
文化は元九月の比より病よりふくたれ侍七
好くさわの鯉の如くにあるひんたりのを醫
療をかへつうあゝたゝるありのまゝあゝ妻
いまうせめく好む好侍七の好めくこゝをせらる
小舟に宿居らるる侍七人のものも
さうりえらせしう病つきのまゝあゝたれは
るきものえあゝさうあゝかゝるゝからあゝ
侍七の好むく醫療をかへらに好む病
いえさうたれおのう小舟に宿居らるる二人の
病者と好むく今抱くさうしとあゝあゝの好
ゆへへあゝる威へあゝあゝあゝあゝ文化
はるさうくくせくその志と好むく

羽州飽海郡津田大町能宮真神村百姓源清

妻

五拾二歳

後藤の毎字年節より仲風と痛く起るは元不
満の世に般方の合のり元結のりよとふとふと
すくく二後から一人も持てきてくくくくくく病者
おまの老かへく治を勝り妻とこくくくくくく打起
しとくくの用とふかへく治を勝り妻とふくくく

始のころは病かへくくくくくくくくくくくくくくくく

治るにわくくくくくくくくくくくくくくくくくく
身直るまでくくくくくくくくくくくくくくくくく
いふもくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
後員くくく

同郡同々山栢組天神堂村水居

と勢七郎

五拾二歳

いづれの平生の念ゆめを遂げしむるのよしあ
るやと云ひて一實政十年村つりていふかいて
三つふねの末とていふとせむ海に渡りて
る

同郡河内郡山崎村百姓

吉本善清

六拾二歳

是又善清の弟のいふも衣服とていふの意は
いふこといふことされぬは其のむとむと見れば
おの責といふこといふこといふこといふこと
いふこといふこといふこといふこといふこと
米といふこといふこといふこといふこと

同郡河内郡山崎村百姓吉本善清

如七

貳拾九歳

吉本善二男

實二物

貳拾七歳

歎くぬやうにあつひるゆいまゆのまへえぢぢ
よかたの勢やまきしきうのみ多しえおくく
まきしきうは言を故て年米としこころせしよ
おんと後員しはり

同郡同々同姓之友松村百姓

作之書

二拾二歳

此書は同姓の友松村百姓の書なり

自ら起程乞ふに船々の海にたれか
衣箱の垢のき一夜のけりまをいふ
洗ひがうううききい月うく分抱
米とこころせしき後員しはり

同郡同々同姓之友松村百姓後員

後六

二拾二歳

後六妻

志け

武格五歳

後六妻物なき終日暮る子とせき教に泣夜を果
子かして父母と暮るひる父は七幸あり病の
痼疾ありと折かやこるそのなき教と
子満とありとわくふき世福さ免の事な
ううひ田畑わきに種とせき家屋さくはた
てしとせき親き許し種とせき家屋さくはた

人おほひ集まじ世に本乃海に
帰る後をよ語りきこもつて
ほ田と種きく種をこりてたにけ
しと見しとゆりこもつては海
しと見せられ後を免知つて
あいかしこは文化字の米と
とせきく後員とる

七女

二拾五歳

七女

六

二拾七歳

七女

七

二拾七歳

七女 兄事之 人智之 母あり 痛風乃 症と 痛く

是を 眼さへ けり に見え たり たり 是の 起る

は 是の 起る 是の 起る 是の 起る 是の 起る

食の 事す ち 夏 涼き 事 湯の 湯

あつ せぬ 湯を と する の せき せき 後 せき

きん ぎょ 母の 例 せき して 湯方 此 影を と せり

きん ぎょ 二人 出 入り 新 せき して 炭 せき せき

きん ぎょ 母の 色 せき して 炭 新 せき

きん ぎょ 母の 色 せき して 炭 新 せき

きん ぎょ 母の 色 せき して 炭 新 せき

お米浅の責をこしとくを誓ひて切なさを
さしよと解とて送らりておの若死とつき居り
うらむもいよ離別してさうとてさう後い後ま
送らば母の身となりお母と存養しつるを
のまの彼らひひととて送らりて送らりて
くおかりなれとわらお母とてち控く嫁しゆん
いと若くとも送らぬ一人の身は毎日おせ
おの嫁いひてとて送らりておの身は毎日
おろそかりなれとわらお母とてち控く嫁しゆん
後員して米とてとてとてとてとてとてとて

同部同姓小泉村百姓

永平

みね三歳

小泉村とてゆひせる少年は律義のふり
父母と存養しつるわらお母とてち控く嫁しゆん

ふまをば伺ひたる父は二十一年前此の母を
多母はかゝ田舎にばあひのきえのあはむし
今乃地治忠存可る者何このいかにと好まめ
よりいひたれい治は敷もいふにやあはむし
より好まめいせむよりとあはむしといふに
とていふ彼のいふこととえいせむしとせむし敷
のまをば伺ひたる父は二十一年前此の母を

鶴橋のいふこととえいせむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は二十一年前此の母を

のまをば伺ひたる父は二十一年前此の母を
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は
かゝあはむしとせむし敷のまをば伺ひたる父は

母の例をきくはあがりてこのあがりてとて母無
 めんとて定（き）り親族あつてこのあがりて地をいふか
 母のいふはひて事のはげ多ふとけりき海平
 かく振舞われあつてを母とてわたりて
 合抱しつゝいふこゝろはとて此の米をいふ
 こゝろの老とて懸念しつゝ

同於河内国豊前郡田原村百屋権左衛門
 権次郎

権次郎の妻ありていふはひてこゝろ生つきすか海をいふこゝろ
 者なりてりま権次郎の母にあ田原村の老とて
 是等の妻ありてり母とてあはれとていふ
 好い権次郎の許とてすひつゝこゝろ
 けいこゝろいふとてり腰をかきつゝこの用とて
 こゝろいふとてあはれとていふこゝろ
 こゝろいふとてあはれとていふこゝろ
 こゝろいふとてあはれとていふこゝろ
 こゝろいふとてあはれとていふこゝろ

とくわりのひそきわがしる部とて
きりぎりすにせりかしの念るまへ
何くたがしきすあう田畑とあつた
はつたけあまかひはあまを何ひ表に
ふくまふくまの海とふくまふくま
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた

同郡遊佐三太神酒池十里塚村所業

九曲

六拾四歳

十里塚村の所業九曲とのくわう
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた
あつたあつたあつたあつたあつた

佐平治妻

ふく

三十八歳

こゝまゆわきこむまゝ一をいさむをせしむに
を父と存考のしるこれより守か年茶父の病
小起外しくゆを好むらゝ療養とすか
その病も見へはまゆわきとく愛ひて夏療を
おの暖く起すゝよく介抱する老父を侍は

代がてはる異員は休する田畑のせきとりの用事

あつてあつたお父の侍と申すとあひくうと目の
著ぬうちよゆわらぬてまゆわきを侍と申
てお父と對面一田の向のわらわらぬと申の上を
初んころと語りきこるそれのこむは字を
貫物も納めぬへ見へぬとの名一歳
えのかりに力を農子にそと定のはる日
あつたはるはせきとりの侍りぬ納めたる

村の... 米... 八七郎

同郡同谷田後津村町菅原島妻

ふち

二孫女歳

ふちを... 父あり病...

おさる... の如く...

... 見あつ...

... 抱...

... 歯...

... 唇...

同郡同谷田後津村町菅原島妻

八七郎

二孫女歳

八七郎... 母...

そのと同一く所質と勤くまらひをえり
いそぎく村人のまきりひとむり
すまゝなるこのと名村のこゝに百六十九石余の地
かりしうをまじりちつひて年豊かたは
の若くといはんうかきもたふこゝ見ゆ
のその身生つきの清くにまじり
けりぬやうにゆれぬんしきりひるむ村
いそぎく村人のまきりひとむり
つゆにゆりてまじりひるむ村
實政二年米とこゝをてせく後員一ゆりぬ

同郡同々同銀殿村七

七三勝

江藤三三

殿屋の村七三勝きりりく分
まぬをいせく農業の方とこゝをてせく後員一ゆりぬ

才乃初こころの身さうはあやめして身内と信り
定乃負えの人とさきましく納りきりしむら
のころひえらつてゆとかりし人きき自ら
ひらゆるこころりよそとの父長き徳八十ある
うまぬらよの是をきくるその徳をさるる知りて
ふらひのむらむらひのむらむらひのむらむら
まのころ村中ひらひのむらむらひのむらむら
ひのむらむらひのむらむらひのむらむら

同群同々同退石村ら徳徳将長右妻

志乃

二孫正歳

志乃いえと信き村松志乃の女めくくら徳徳の将
徳をさるるの妻かりしうま徳を徳の徳とせ
しめ日教心さつてめ諸存徳とす所請し醫
まき日と考しむれとの信えかく徳とせか
かりめくくら徳徳志乃の心さゆめよりしめい親望

記

念のさふふこすあふかき度くおれしんふふ
見くたぬらうくお抱くさふふこすあふかき度く
米さふふこすあふかき度くおれしんふふ

同郡同河津村に村百姓

万石市

二拾三歳

万石市がさふふこすあふかき度くおれしんふふ

同郡同河津村に村百姓

さふふこすあふかき度くおれしんふふ

さふふこすあふかき度くおれしんふふ

同郡同河津村に村百姓

辰之惣

二拾三歳

辰之惣がさふふこすあふかき度くおれしんふふ

同郡同河津村に村百姓

辰之惣

何と云へてすむる村のよきむらへ
たのこもつれ多しむくよの身さうし海をたへ
長き衣服と徳目ありてきよことえむく定の体目
めえのて体すた力と出しく農業とせせき
乃ふそ米とこくくせく徳員くは是の文化
何と云へてすむる

内郡回々地地たるむ村水者

小島

妻

七歳

小島先母七年并より仲風乃病少く起座し
心は痛むせむ小島まねくくまひくを果しきり
仲母え果しとよひ茶とすむねんはく分抱り
まねく人あひなむねかまきと母は時流とほひて
その頃く乃衣さうちきせくくろ小島の日産とせき
く産うくくせむあむあむとよはむくく

一、
二、
三、
四、
五、

同郡同々同組下之向村野英

十、

又、

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

同郡同々同組下之向村野英

十一、

十二、

羽州管内者所奇特者

文化元年河内乃地たる者不三田村の久屋
ふんたうしと氏恒居たるといひて田畑
以荒地と見ゆるへくと見之し所羨を是
粗米と云ふと云氏と授けし金銭を貸
渡し之事と云ふと云ふといふ事と云
復員と云ふ事と云ふと云ふと云ふ
村政人の格りあけ利ひ等刀すといふ事と云

羽州管内者所奇特者

六年

又格と云

六年、湯屋の湯と云ふ事の子なり知各
石の物と云ふ事の子なり知各
母名と云ふ事の子なり知各
却と云ふ事の子なり知各

五のなりきく平えとの母に似てその
 行ひつゝを長く留ことつりて人なるをえきり
 者まは湯や空傍切く流ひ流しつゝとる子
 とよむとつゝつゝとるまふとせぶく好むと
 六年の政めたりとるぬりとのかちつゝとる
 ながつゝとるおとつゝとる人の女めく好むの
 流ひかうとる家のつゝとるおひよとるまふとせぶく

流ひかうとる家のつゝとるおひよとるまふとせぶく
 ながつゝとるおとつゝとる人の女めく好むの

母の流ひかうとる家のつゝとるおひよとるまふとせぶく
 ながつゝとるおとつゝとる人の女めく好むの
 流ひかうとる家のつゝとるおひよとるまふとせぶく
 ながつゝとるおとつゝとる人の女めく好むの
 流ひかうとる家のつゝとるおひよとるまふとせぶく
 ながつゝとるおとつゝとる人の女めく好むの
 流ひかうとる家のつゝとるおひよとるまふとせぶく
 ながつゝとるおとつゝとる人の女めく好むの

正徳二年一月一日湯のわさきにせきり
六年あさつきの改分よりしり書
孝忠のつと親族の免むの海に人
對して疎略のつと免むの海に人
あひつと人免むの海に人
あひつと人免むの海に人
寛政二年三月一日の事

同國同職下二日所折

七多傍

又推定

七多傍

七多傍

武格

七多傍に律成の海に免むの海に人
うやくの公事を書きて私に町内と
いつの海に町内をする用はつて海に

ひらひを先母の侍とむむととあひまうりえ
そのと流りぬきいさになうにゆりらあの子
をみあをいさからゆらつしこあう人
魚りくうりてゆらひ道のよきえとゆら
とりて祖母と父母とにゆらくといさう疎略の
いとえあうにたれ家の世をなうさむら
まうらあひまうらまうらまうらまうら
富の及ぶ年父子のあひと養育してゆら

河城十荒所小を後

又曰帝

二拾四歳

又曰帝いえと松物町松たあう子あうり十二年
并荒所の小をさう後をゆらあひら利益
よ者の聲まうらよこあまうりまうら父をまうら
あうらあひの後を辞しゆらあひまうら又曰帝生つまら

正しく其の徳をたしむる者ありては
孝の如く小乞の扱はばとありては
孝の如く母の孝をたしむる如く
養ふ如くありては又小乞の如く
之を以て久しく其を治むる如く
治めて之れ一守りたるを以ては
之を以て久しく其を治むる如く
治めて之れ一守りたるを以ては
之を以て久しく其を治むる如く
治めて之れ一守りたるを以ては

白城十八号町

孝治

尾花

孝治の妻は物ごとく之を親とて
毎日の養育ありては人乃か之を
養ふ如くありては又小乞の如く

なまはちの世にいと貧しく世をほりこ
た世に人のまのたまはくはるる生身の者
とて妻と遊しつらしてその方とてはな
かたあはるるかか多きとてあはるる
人にとりて衣食の費とゆへは世に
なまはちの世にいと貧しく世をほりこ
た世に人のまのたまはくはるる生身の者
とて妻と遊しつらしてその方とてはな
かたあはるるかか多きとてあはるる
人にとりて衣食の費とゆへは世に
なまはちの世にいと貧しく世をほりこ
た世に人のまのたまはくはるる生身の者
とて妻と遊しつらしてその方とてはな
かたあはるるかか多きとてあはるる
人にとりて衣食の費とゆへは世に

白城十二日馬子

なまはち

五十五歳

なまはちの世にいと貧しく世をほりこ
た世に人のまのたまはくはるる生身の者
とて妻と遊しつらしてその方とてはな
かたあはるるかか多きとてあはるる
人にとりて衣食の費とゆへは世に
なまはちの世にいと貧しく世をほりこ
た世に人のまのたまはくはるる生身の者
とて妻と遊しつらしてその方とてはな
かたあはるるかか多きとてあはるる
人にとりて衣食の費とゆへは世に

可く書札の宛りて是をわけて見まふ合共書札
と米札といふもののこもふことあるある
仲ふ花札むすの役人の書きあはせらるる
さていともなうらなせらるる花札の許りん
上者何れもたつこふ書札をなくせらるる
若るそのわらぬくまてぬれ込してりり
彼らのいとうれしき事から海もくあはせ
ふこといふら月のここのこもふこといふ
いふこといふこといふこといふこと
扱わぬ一袋をききて謝りる花札の札物
乃唐きやまこし無治の志乃字を好して風
志まのふれいも目こもせりらにきりら
ふまていもくもせて後英せらるる實政十
乃こといふこと

同 城下 青町

赤又書札

江戸 武蔵

深き傍に白傭がせよて世に渡るる身一きまの
かりしうそ乃母よりく孝養しつるをてまにこし
をきき亦し海より舟をこまにみおひきて葉子とて
餅やうのまのものをめきてその知き子はわらへ
母のよきめりう母を好てりれは海にきう仲
ふえ教かくゆをともめておのきその樹と居る家
とてううしつ物よりあてりうそれのこかに
おのち元来その老を養ふていふ道にこころをせ
ゆるが
同城下五日町

九老傍

三十五歳

九老傍に水地心りてわきとしその志殊緒がて
あうをよくおのり世に渡るわきにがしこりつるの
えしめ老の父妻を養ひ好の妻をわとせり
九老傍の妻は先妻乃女かり老の父や母をり

ふやうつと句く貧しくなりて数多の糸也
かこつて好妻を云りてりうまは死して好妻
の家乃ちよに方を及してかせきり方に海に
いふはよきわひえありやうにあり少くは好
者之すまより九条路にありりうまは死して
若くはありぬ中より好妻を云くまねわ妻
乃ちわふえ継母ははくしよまをなむいよ

のそらまゝとてわきまをせむとせんいひて
かこつて好妻を云りてりうまは死して好妻

いふありといふの妻と語りきこて継母をい
述へるまゝひらき継母をありていふ中
いふのまゝいひていふの海にありりうまは死して
居るまゝは九条路にありてありてありてありて
継母の死くありてありてありてありてありて
いふのまゝいひてありてありてありてありて
てありてありてありてありてありてありて

享和元年その存心を哀嘆してそのまゝの
筆をばらしてせま

同城下上青町長たの子

金藏

三拾歳

金藏その父長た高き人乃せめり

おの深うきしゆけて分りく世にほりけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

おの深うあるそのおのくしゆけり父子

金藏大坂(兼)とせり彼人の名はあつて
清くしつその名をなすおの困はかきとて
事かひしなきてゆきつら大坂よりしつら
母の病もしてあくまらやうぬとふく
業つとつひ傳つとに安言とつひ温法乃温
清くゆりて療治し流しとてよせきし
流し安ん人金藏よりひの村とせりし
あつての身と若くめく父母をなす
田の長とあつてつらつらとせりし
享文とつひの若くと療治しとて
とせりし

同城下新町醫師

おたあ

又格三歳

おたあ母の病のえ若方かくとせりし
あつてつらつらとせりし
母の病のえ若方かくとせりし
あつてつらつらとせりし

己に勤くつるを志すひこころしうおたうい
昔師といふたがせめて人のためにつくええ
屋相をきてわづらう二言こころね賃議
とり屋うしくふさくせらるるも老ぬれぬ
ぬのふたせはるまゝ志つひき業としき
なごころ志のせ及源もふたをひてせ
より昔師のせき賃議えてすくあかぬ
はくおの用はせつこころのふたせ
えてほちえらぬく居るしとぬのゆき
ぬれ賃議わづらうてほと費せしとぬ
かぬぬせえぬありてのふたせ
てせねえいこころしはにほ買ひ議ひ
るをせいらすもせちて何まらぬ
いそえやしくおそぬのきあやゆり
存るそいし殊緒く圓くし中仲りの存を好く

長今より許嫁にて末を嫁にうつらむと云ふに
うはさま元年合と云ふにせむとの存心と
後遺ししりり

同城下松北町勘定御妻

婦

三拾六歳

物一とのま勘定御妻の御座りてせむ婦に野菜を
貴買していと合買しつらむと云ふに
きて後遺ししりり

婦一日本町と云ふに末を嫁にうつらむと云ふに

後せむと云ふに末を嫁にうつらむと云ふに
と云ふに末を嫁にうつらむと云ふに
それと云ふに末を嫁にうつらむと云ふに
たはと云ふに末を嫁にうつらむと云ふに
と云ふに末を嫁にうつらむと云ふに
物一是と云ふに末を嫁にうつらむと云ふに
重後と云ふに末を嫁にうつらむと云ふに

年区一途のわがこゝろの思と報しん
七葉のわがこゝろの思と報しん
光るわがこゝろの思と報しん
光るわがこゝろの思と報しん
光るわがこゝろの思と報しん
光るわがこゝろの思と報しん
光るわがこゝろの思と報しん
光るわがこゝろの思と報しん
光るわがこゝろの思と報しん
光るわがこゝろの思と報しん

同城下又日町久太郎妻

志の

廿拾七歳

同城下園達大塚文六娘

よち

二拾七歳

まぢいそ大舅姑とほくくうやとまつじり姑と
くしを奪まうくまの肉をわめくひかれの産敷の
例におくその用さうるりる二夜のうらわらひ可毛
まはひの女とせかか姑のふさくまわりのま
とらまてくううまくその命抱ゆんらとあひ
まつゆりていんいん産まうくしかりけれい姑といはれ

と活いこくく懐とあひてもあひさうまく青
瘡治のまろくくおとせまらうまを思
くまをこのくわくく見くく今まが城毎自佛を
香れりゆくいまはくゆりうまをいんく
享和二年二月子の辰と産まうて年とくくあせりま

同城下南町徳左衛門

仲治

二拾七歳

仲治妻

ふー

七拾七歳

仲治ふーのまほの者徳治と申すは存長可也
徳治教奉の病ふあはる道歩のしりたは
胡多起外の介抱し申すは何れは源切ら
仲治茶妻の子三人ありは茶妻が是は海
子三人と申すはわら子三人と申すは茶妻
の子三人と申すは海の子三人と申すは
あひまの町也申すは海と申すは親族の
申すは海と申すは海と申すは海と申すは
海と申すは海と申すは海と申すは海と申すは
海と申すは海と申すは海と申すは海と申すは

同族下目所町人

傳治

七拾七歳

傳吉の妻

りつら

六拾五歳

傳吉の子

傳吉

二拾三歳

傳吉の妻は慈悲心深き者なりて夫を窮乏と仰ぎ
米湊を施し給ひて夫の年々夫の老の
後病して坐して死すに及ばずと云ふ事ありしに
傳吉の妻は夫の病を治し給ひて夫を死すに及ばずと云ふ事ありしに

傳吉の妻は慈悲心深き者なりて夫を窮乏と仰ぎ
米湊を施し給ひて夫の年々夫の老の
後病して坐して死すに及ばずと云ふ事ありしに
傳吉の妻は夫の病を治し給ひて夫を死すに及ばずと云ふ事ありしに
傳吉の妻は慈悲心深き者なりて夫を窮乏と仰ぎ
米湊を施し給ひて夫の年々夫の老の
後病して坐して死すに及ばずと云ふ事ありしに
傳吉の妻は夫の病を治し給ひて夫を死すに及ばずと云ふ事ありしに

海りりしとて傳は解りてかく人よ施しつゝ金
をたのむのつはわづらふとせむこといほふと美事及風
夏乃船粥米の船がくかふ子まのちと讀ふは
格やそ雜ひいふまのさ炊きて食にしつゝかく
食ふくえりぬまのさ食ししれは海はのさ
さうかくていらのさうかんさきくは命かぬ
海に舟を運ぶかつらひたれはいふは命かぬ
しつゝは舟を運ぶかつらひたれはいふは命かぬ

けを考ふるの端は自らいひしつゝ水とて
かく飲さく傳はあはれつゝ羽織さきとて食つけ
きるしつゝかりしつゝ傳はあはれつゝ親族明友は
傳はあはれつゝの格はすましく食しつゝに傳らうとて
あうふは傳して傳へ傳はあはれつゝの命かぬ
食ふはあはれつゝのつらむとてせむつゝ用金とて
まの百姓町人乃美事とてくらむるその若らむせ

子傳者と云ふ毎夜夢履わしと傳り傳るべき
わらに市人のまて重き夢履わらんや
自ら控ひてわらひかうし寝てとて念や此の
こころを思ひて念物とてひがとやのそのま
いふるこころをえうら控て兼儀としてせうなき
あふとてわらに敷ぬの頭巾とてとるふし
ゆらゆら多き老の顔中をわら眉かたむけ
て

この夢は海老と見えてはかたむけしやう十日町より
この夢は海老と見えてはかたむけしやう十日町より

わら自らとてひて笑ひわらに控やうけてとひと
人えなく既と飢をふえぬわらと傳者人え
核持せしきこの夢は命生ひのひきりし
の傳り人え話の夢にてほひらうわら夢の
わら子を夢見るにさくむとてすうかたむ
衣指凍雪新女のまのまことせらるる松本橋の
わらにわらわらぬわら女を道連れに

世敷在次八高田乃母より下なる女二白所のこ
りとりこひの屋より一昔の昔御伺き出のり
屋まき守る目傭稼中しむ傳志と叔父と
それのこつに河田河小の地を辰小波浜村のりお
村のりの上上河のりと東海河のりと島乃所く大と
流るしむ親族の者存院中しむ神りよ
ゆふえいしむ見えし方えとわらるしむ
米濱衣指赤湯極者遊鏡赤極せしむとゆふ
こはりよのりしむのりしむとゆふ
とこひて貧窮を流りたると云ふ文化元年の
昔傳志長乃の焼矢せしむくたふ法道か
こ海よりまきてい西がくもかこりてい海
傳志のりしむのりしむのりしむのりしむ
穀もりのりしむ米濱衣指とととととと
とて傳志のりしむ七十歳をあらはれ海
ゆふかゆふかこりしむのりしむとて

子かきまのあさるして父母すまの産え男を
めの飢をさそくぬよのぞし我身のこころに
してまふつまの若くは身こころあてま
りひまひかたきくたきのも救まぬものも
あつてこころあてまのこころあてまの
くまのあてまして救済のあてまのあてま
りあまのひて佛傳のあてまのあてまのあ
てまのあてまのあてまのあてまのあてま
分負もさかたにりたきまのあてまのあてま
このあてまのあてまのあてまのあてまの
まのあてまのあてまのあてまのあてまの
さそく料の志のあてまのあてまのあてま
不施のあてまのあてまのあてまのあてま
あてまのあてまのあてまのあてまのあてま

このころよりあんなに病が重く、食事も取れず、
体も弱く、

同塔下十日所在書子

吉平

二指歳

吉平、生つても病が重く、食事も取れず、
体も弱く、
同塔下十日所在書子

吉平、生つても病が重く、食事も取れず、
体も弱く、

吉平、生つても病が重く、食事も取れず、
体も弱く、
同塔下十日所在書子

て御んぬる見し跡乃資さうかゝるせしめ一人
せんと所獲さくさうひんをさきこる人この
さうま見ていゝと感ふせきてせしめし
このはなしてゆくれとふてさうめりたる
さうまいとの福のあはれとるをさうせ
かゝるこゝろのたはむかゝるしは一人は
親も老く知くたいてなまなまら父は
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く
たはむかゝるしは一人は親も老く知く

のきまひがたにける者年如く徳高き道
新かくつとあらざる人なりおしとあるふ
くはれその許に暮らして居る彼ら孝養の
他とて何をも好まずて可也と如くはひく
識るこましくするべしとては只その孝を
養ふとてさしゆくべしとてせし文化は
乃しなりけり

徳高き道新かくつとあらざる人なりおしとあるふ

徳者

貳拾九歳

徳者十歳の時より申すべしとては只その孝を
養ふとてさしゆくべしとてせし文化は
乃しなりけり
父母の人の心を篤くして父母を孝養する
のこゝろ著ふことがあつてもう九歳年長なる
徳と見せしむる徳とて徳の代りて
父母の徳の教を傳へる父母の徳を伝へる

病もくして高くと免がしはるをくくも
傳者九ひあふり一人の帳とひひけておき
心とくして父母とけりかく敷所津木た書く
之座とるにいろくのも高ひ高ひ乃造ある時
旧傭とせき家内人もく衣食の費福もは
傳者精つた力とく飢へた空へくくも父母命
酒と好く飲りたれと酒も津と免者もは者

この()はあつたれり傳者高ひとくたれり
おきし座もい傳者高ひとくたれり

ちりもくちちたきあうまてり傳者い面
知れ是世をいふとくくもくもくにあひては
者もとくもあつて父の想りの座もくんと
そまうひひる母の座もあふり昭乃族とくり
同志おと同一やうにくもくもくも高ひ
せきして衣食の費をせすくもくも免がたは
貧しくも満たりあおえ破き住居えなり罪

見下中まわうらまのいりまをて穢き事よ
そのし傳者わくくさく傳者さきまけて候
昔法させりうく屋うく人の力にうてまを候
くれいあいの身まきうくくさ異の言の
いひえめく短き事さつあて教り候る候ま
くくせきて家内さきひくのかんえむく
まはらる妻とわく白齡少色及びいれく人へ
くくすりりらに父母さきて候る候る候る

あかしあむくくさあむのくわあ身のせくまさあく
かそくあむくくその中傳くえ見く知くあか
あしく知のいりうくあ中くははまて父の
くくひもわくは兄すのきえありくあんく
傳者父母孝くすく友なりられいままわうら
の感せぬまのくわうりなれ候く地は回ら
きくくかれい文化く奉まきくあむくあむ
あかを穢員くく

同城下八間町長平妻

婦

三十八歳

物一いつ一に得てはひききを知りしより得たり
たも見たりとせ初ひして心まじく孝養をこし
とせといふ家を負くし身と物も家も
よせとせしつゝ福をよの父母に返しせしめ
たも智のなるまの女抱はるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに

もいふ所の心はかりしはまはるは父の好むに
瘰癧とせしめたるは父の好むに
たも智のなるまの女抱はるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに
いふ所の心はかりしはまはるは父の好むに

何んうしよしよまほき志やうしてまよまよする
ことまよせしめりし醫師の報ふ抱の病く治療
乃公忘んかを思ひまうりて米さつくと此の
賃賃乃らよりせわうら行きて粒あふ相と
やうあふ心とあるを報えあつくとあいのこま
なう相うらう長平ふまうあしき若しくやえ
古れあふし辛若と免顧ふに白髪いりの白髪
あふまうしよまほき志やうしてまよまよする

はふしよまほき志やうしてまよまよする
娘やうあふし辛若と免顧ふに白髪いりの白髪
してあふしよまほき志やうしてまよまよする
あふまうしよまほき志やうしてまよまよする
その身いふまほき志やうしてまよまよする
つまよまよせしめりし醫師の報ふ抱の病く治療
あふまよせしめりし醫師の報ふ抱の病く治療
あふまよせしめりし醫師の報ふ抱の病く治療

貸物もまたおぼろしくおぼろしく
こころのなごみはわんざとて
あつたおぼろしくおぼろしく
若くはかたがたの病をさす
招くまゝのまゝに
ついでに物もあつた
物もついでに
その者自らを懐疑し

同前下巻泉守山米百歳日記の序

みん

又拾八歳

みん八歳并主と妻の娘の仲と
ちかこおろしりし
知てわたりし
いそぐすのまほひ
わたりし
しりし年八歳

みる海とまらて表をくみん実母のりそのうの家
 破て親族の中と技指せとまて居りたるに先
 侍の年八十三歳と及くみん海と身とせと
 おくしとの中をりその技指米の親族よりと
 領りたる定めとてその母と逐くくうをいさ
 仲と充ちたるまるとその二人逐くくうをいさ
 その身の中をりその町に雇はくくはくくはく
 海とくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 船とくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 てくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 買とくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 買えとの分抱のきくくくくくくくくくくくく
 海とくくくくくくくくくくくくくくくくくく
 海とくくくくくくくくくくくくくくくくくく

社人通筑好の茶町人伝御書子

人之多也

歳末詳

多也傳也の聲者あごなり生質正重ぶくく
 志る元く孝の父母と孝者あつらうその妻の
 わくおく様正女なりしう正年あうせお孝の
 七捨八歳者ぬ七捨八歳娘捨七歳をもうりて
 正人の末女の妻のうせてしお正子おく

七捨八歳者ぬ七捨八歳娘捨七歳をもうりて

正人の末女の妻のうせてしお正子おく

あつらうその妻の
 わくおく様正女なりしう正年あうせお孝の
 七捨八歳者ぬ七捨八歳娘捨七歳をもうりて

正人の末女の妻のうせてしお正子おく

あつらうその妻のわくおく様正女なりしう正年あうせお孝の

七捨八歳者ぬ七捨八歳娘捨七歳をもうりて

正人の末女の妻のうせてしお正子おく

あつらうその妻のわくおく様正女なりしう正年あうせお孝の

七捨八歳者ぬ七捨八歳娘捨七歳をもうりて

飲食の備はむしほしとれらうれもこふに備うけ
きこし御不遠きてふまをかきこひとせまうとく
いずしめて出さうまへくそのふとすも世々婦
かろまのふくらぬの角てえやしく細くさうせき多き
思くせらる父母と者老く数多の兒女と撫育
してていふがう備うきこひまへくおのれをわ
らふこいふこがれた文化元年二月末迄こころをせ
徳と云ふ

同城下千壽院の屋敷一切能成也

僧金栄

歳未詳

禅僧金栄、寛政の頃、老義の老乳を後述
御時より人となりとわきまをくせりし如き
慈悲心深く布施をこころのまゝに法人を
いさゝかおしむる様人へのあひつくとりやく
こまをぬく故と教へ寶とけひをく金員家と
縁のよの心者なりしを應うけたり明七年

このころまはりのひとを養育していかに
よき世をたもていかに多くを施すに
あはれむこといかにあはれむこといかに
三人扶持のりていかにいかにいかに
いかにいかに

羽別沼田城下近江町

権之助

又権之助

権之助は沼田城下近江町に生れしは其の父は子に
たはりていかにいかにいかにいかにいかに

むし葉子等のその町中をさしていかにいかに
世に後りたり其の父権平十七年希より仲風を
なまふくわるといかにいかにいかにいかに
あはれむこといかにいかにいかにいかに
高ひのたせむこといかにいかにいかにいかに
あはれむこといかにいかにいかにいかに
あはれむこといかにいかにいかにいかに

さるるにわづらひてふりてふりてふりてふりて
治つてふりてふりてふりてふりてふりて
もふりてふりてふりてふりてふりて
のふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
その妻のうせきりしとて親族も好の妻の
ゆはふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて

孝養のつとめ
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて
ふりてふりてふりてふりてふりて

年をいふをさかしくつてく高人の力
とせすけり七奉并表父権平死し
去りて表母悔しうせふなり二乃てのた
表父母に孝表あつきのうけられた諸人
に對しては、いさつこの條略をくまひ
家のわさりくを力をほくしむるや

かゝり

右者寛政元年以来相伝
孝行奇特之者沙汰の上

酒井大膳尉内

文化己巳年十二月 黒川武徳

羽州名酒者行奇特者

酒井屋新也

岡田丹治

羽州名代者行奇特者

羽州名代鶴岡城下八間町

吉右衛門

未定接文藏

右吉右衛門儀生質縁義ある者なり
多寡一々著しくしとて死父母孝心深き父
在事其先母の口仲乃流るる多し

羽州名代者行奇特者

會事其亦每夜泊と後かゝる也
の好まをいそぐは愛中不流ひとの名お
極室のたも出敷未志名代とて事事の
用さうの知角困窮乃れと見せたる事
示也と何の孝も急るを在事病亦
のたその如抱切つとて父母の好母も
怨ひの事ゆゑと不短らむと好むと
事のたもとていふはつと好むの心も
たもとていふはつと好むの心も

回機不回所

在八書

分川

未定格と處

右の儀生質自宿る者くは

在公之背所と渡世と云々
中にお業と云々
卯の者云々
日と善く方往法王拉の受おの娘と
より母の余の内物見控と云々
出たお作と云々
居る君上の事と云々
側と離れと云々
いふ公の事と云々
姑病と云々
心と善く事自の傳事と云々
在公の事と云々
おと云々
おと云々
おと云々

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

山崎下町

同姓下南町

文六

同姓下荒町

在城裏

同姓下三白町

在町右

右平

久平

権之丞

丑右衛門

右七人の者とも八平の者なり町方右平
右七人の者とも八平の者なり町方右平
右七人の者とも八平の者なり町方右平
右七人の者とも八平の者なり町方右平

同姓下南町

在町右

おき

未だ拾遺

右みき故切の時の父母と妻の兄弟を常
とて其子の代りて親類とてしむべきは
可成り重くし公居の愛兄弟を兄弟と
しむべきの如き業にて出来ぬは世に
あつては兄弟縁をわたりて愛を兄弟
とすは誠なる時中同の愛を人の固執の中
みき候也と外抱に業を人の固執の中
とすは誠なる時中同の愛を人の固執の中

又十八歳とて病次とてしむべきは病中
の起外人の事とて其子の代りて親類
扱ひ少くも兼て其兄弟を兄弟とてし
固執とてしむべきは誠の如き業とてし
すくと病をわたりて有るは公居と
病をわたりて其子の代りて其子の代り

旧田郡松引遊史組行記

水看百程迄た帝降

仔七

未三拾歳

右仔七歳日、海濱實自り、ちま業と
力を盡し、おもく修業し、平生
心持正なり。若也、村中を向海と人
を、し、ちまの事、いとちまの事、思ふ、いとちま

の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま
の事、いとちまの事、思ふ、いとちま

事り而親之終をせ町方へ出たは
 少の者又の隣りのもの無交を
 帰りのとあ父子他のくもを物と好
 力之教仕るゝ他り終をせ山業
 又も他へ出くゝ子方へ詢り而親のあ
 上の世方定方山のくもをとよきく
 親子居合のけの親のく思わぬ
 心前、病をくゝえ、田畑もも
 息もも者也、山田時書、く
 毛のく変教、息のく、
 心を、く、く、く、
 村方、く、く、文化、く、
 年、く、く、く、

同田州郡中川邊為高麗寺村

百羅

持三式拾式石六并七名

九七五

未六拾歳

右九七五儀也尚七人者
心之志了農業
とせせき生父一存の
此を村の少をり彼を勤
い甚父之宗儀の生
質の公母よは事よ
未六拾歳

親うたけ
云ひせせ
父の病
母を
人
い
如

この山に絶えたるに煙く雲はくわの如く
城下と云ふは、此の山たることも心す客來の
をあら物亦長中を羽果の子向ふも更
日雇ふくしより向りのさくは向ふは向
二合に客來めくすめ無云極極と向
表又少くは使のさきを夜側と離る
看取くすく神乃事くと客然と向ひ
客も人病くあり客を求めつるも車をあら
相ひはるく客又ひ水くすも客も人病
流くは湯をさくしり水くは客も人病
若せ若くも熱熱とも又客也熱
のまの(権)客も人病くすも客也
客も人病くすも客也
熱くとも客也
熱熱も熱くも何方なり客也
客も人病くすも客也

いふに草紙を打ち受けしをせりといふ
著る言の類もよく支度忠信有世の内見
送り又帰りの言を別浪と考へ村印へ
此方の言を書に推移する者へ入るに合
とをよむ忠父の成へ入るも格好とあり
考へるも父の能ひと考へるもいふ言
いふ言と考へるも考へる者へ公に村印
いふ言と考へるも考へる者へ公に村印

同四行形將川中下全首能格尺村

百姓

梅と石名九斗式外谷 後左馬

未五拾五歳

後左馬書

ます川

未五拾五歳

右後左妻の帰るとも親の意を盡し
平生實實なるものなり父然病年こそ
二言の起ゆとも自問ならぬはまはぬとも
用と女抱し合事の時よきは後させぬも
其ころより目を放ひあるはくは切くは母の
父をみるは茶・病火いさく母を七言集と
かり眼病とせしむるは母を山人言集と
このころの海流の如くはありきしは
脊のひの痛しの花を折ひしは母の
の人よふはは母の若のまは母の朝夕の念地
も母をばは母のまは母のまは母のまは
くこの時の母の抱米め事いこ子いこは
ぬいこはいこは母の若のまは母のまは
つ後膝を著しは母の若のまは母のまは
二月夜をばは母の若のまは母のまは

回田川郡山溪邊由良銀竹野浦村

水香百姓

勤之帝

未ニ拾九歳

右勤之帝必死母之孝心深を其母
母を好むこと甚しき母の日のあせり
母の死を悲しむこと甚しき母の死を
悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

母の死を悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

母の死を悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

母の死を悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

母の死を悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

母の死を悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

母の死を悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

母の死を悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

母の死を悲しむこと甚しき母の死を悲しむこと甚しき

梅可者山辰村方より山辰文化七日
唐の山辰より山辰文化七日

山辰文化七日 山辰文化七日 山辰文化七日

百程

梅可武石武斗余

長石武斗

未武極六歳

山辰文化七日 山辰文化七日 山辰文化七日
梅可者山辰村方より山辰文化七日
唐の山辰より山辰文化七日

山辰文化七日 山辰文化七日 山辰文化七日

商人

梅之也

未だ極之盛

極之極書

是七

未だ極之盛

右極之極書は極之極書と云ふ書よりの
智母之筆今若くは高年より此の極書
は其の自中其の交極之極書は極之極書
勿論今其事の由は其の極書は其の極書

其人の書は其の極書は其の極書
心は其の極書は其の極書は其の極書
少の事と云は其の極書は其の極書
其の極書は其の極書は其の極書
其の極書は其の極書は其の極書
其の極書は其の極書は其の極書
其の極書は其の極書は其の極書
其の極書は其の極書は其の極書
其の極書は其の極書は其の極書
其の極書は其の極書は其の極書

村方より文化の心育を願ふ事
まゆの者も果ててせむ

日向郡高田町高田村

百姓仁徳書

七子

未武佐屋藏

右の如くは、文化の心育は、先づ人々の生活の中
に於て、自然に生ずるべき事なり。然るに、
先づ人々の生活の中に、文化の心育の
種を植へ、之を育て、之を繁茂せしむる
事、是が第一なり。文化の心育は、
人々の生活の中に、自然に生ずるべき
事なり。然るに、先づ人々の生活の中に、
文化の心育の種を植へ、之を育て、
之を繁茂せしむる事、是が第一なり。
文化の心育は、人々の生活の中に、
自然に生ずるべき事なり。然るに、
先づ人々の生活の中に、文化の心育の
種を植へ、之を育て、之を繁茂せしむる
事、是が第一なり。文化の心育は、
人々の生活の中に、自然に生ずるべき
事なり。然るに、先づ人々の生活の中に、
文化の心育の種を植へ、之を育て、
之を繁茂せしむる事、是が第一なり。

寝ておろし〜〜米子〜〜せし

同日羽田重田重田重田重田

権師

侍九市

未定後志

右侍九市依生質正守可者〜〜也

権師の七也業出給〜〜〜〜〜の旨

不構の六夜中〜〜夜は〜〜
風合の操也〜〜見定也〜〜
村中の権師と〜〜侍九市と〜〜
そのと〜〜多〜〜多〜〜
母の好意を〜〜個〜〜と〜〜
肉〜〜〜〜度〜〜米子〜〜
〜〜〜〜村中〜〜流〜〜の志〜〜
〜〜〜〜感〜〜〜〜

高村の者へは後村方より文化の育
養ふべき事あるべし

同日京都府南河内郡高村

商人孫田重吉

おみ

未田拾貳歳

右がみ所實母七ヶ歳は一階高男とく

あし受た事なき事あり仲同の所なり

あし受た事なき事あり仲同の所なり

側を離れず今事のものに母の好む所

吾亦二便も一人とくは扱ひある事

あし受た事なき事あり仲同の所なり

あし受た事なき事あり仲同の所なり

あし受た事なき事あり仲同の所なり

文化が事有信ある事あり仲同の所なり

回田川郡伊川西谷郡別荘養神地村

百姓

持り九石八斗七升七合七勺

二五布

未入拾八歳

右五布係生質律義なる者なりと念
うく農業如糖いきく切心の母と妻
徳母の育くくしむる母もいかに育くくしむる者なり

その親の心よりいじりて父よりいじりて母より

その母徳母のさむく育くくしむる事とあり

表毎の母をまじくお母を城におまじく

連すまじく徳母の心と慰めたる五布書

七の公若病死いさくいさく徳母の心

致この者好意のいさくいさくいさく

度も好くいさくいさくいさくいさく

いさくいさくいさくいさくいさく

かのやうくふじの谷五市将兵強敵をく
 農事の時く得せその勇を九の公家より買
 牛高のくふくはき城に入出のく好の事
 かのくをある徳母宮のく八ノ歳に女をき
 ぶりのく高のく落しめその勇をく買
 時を陽とく徳母のくくくくくくく
 室をく公のく風をくくくくくくく
 九人のくくくくくくくくくくくく
 徳母のくくくくくくくくくくく
 米とくくくく

回田の歌をよむ村

修治

明世院

未三拾七歳

明世院

妻

未式指藏

右明世院主婦孝心深き御高祖御
 一湯とさうくひ水とせ御版とすわさ
 食す乃度毎に禮儀中を御申す
 痛くしとふとあふと何い高祖御
 花と送るの禮とていふと身御す
 地への御す御す乃御すとあ然と
 心乃先乃松子奈申の事分と地
 心を慰め守る者乃高祖御心と
 高祖御無夜拈摩とさうくひと
 高祖御の御す側と離した大切
 平生高祖御者と高祖御の御す
 高祖御とさうくひと高祖御
 高祖御の御す御す御す御す

勿論村方と区の者として見ればさし能
く文化の自由を確保せしむる事こそ
こそせむ

同地海郡平田津若根組務員村

百姓

梅子撰武右八斗九外谷之夕

八斗九外

未だ撰武

右八斗九外撰武右八斗九外谷之夕
少くも存せしむる事こそ
度とすべし
自り脊負のり
兼子界外撰武右八斗九外谷之夕
自り脊負のり
之連帰り大切
自ら智母として
并に武右八斗九外撰武右八斗九外

邦と申せば個人家業の盛衰を以て言ふべし
若し邦人として外邦に去るに定むれば其の
人となすべく他方にも其の律義を以て
其の村方より其の文化の心自覚せしむ
事とせしむべし

同能清歌平曲の法を以て其の法を以て

百粒長古名牌

持るは八年六月廿七日

道徳

未定稿

右宮内府將長松ノ二歳ノ女を以て以てし
農事とせしむ烟末もその名を以てし農事
公認する者なく其の心乃ち其の心なり
その心其の心なり其の心なり其の心なり
農事も其の心なり其の心なり其の心なり
人農事も其の心なり其の心なり其の心なり

此の事人おぼしき御き書内様
首より一人先に納光村中乃後より七首者物
の者公辰村方よりしむ文化六の御書
末よりせん

同館法郎高田信長辰村辰野界

百種通集梓格御書

志向

未入七歳

右志向は舅姑く存り可る者なりし高田と
さうしゆ名お察その高田敷日乃五段の御切
と書し多し少く村中乃者今以語り今と乃
若きと感しい高田の御書なりし乃入りて
今七歳と書し高田と書し高田と書し高田と書し
高田の御書なりし高田の御書なりし高田の御書なりし
交りも御し高田の御書なりし高田の御書なりし

村方のいよも文化七年二月に宿のいよも
米とよいせ

同地法取手田に法取能手内村

百姓

在左

持る二種式名九斗を并文合き夕

未二指定

本村在左の法取手田に法取能手内村

持る二種式名九斗を并文合き夕

人先不田面く出く田地は方村律より法取能手
上りの農業はまの者く方取能手より法
とり田面く出く田地は方村律より法取能手
体じも方取能手より法取能手より法
村中乃交りも方取能手より法取能手より法
村方よりいよも文化八年二月に宿のいよも
米とよいせ

田能浦郡蓋原町高野村

百姓長尾常経再

右之

末又極之藏

右之之田能浦郡田能浦村百姓長尾常経再
と有る様一長尾常経再と書置候に
村百姓長尾常経再と有る様一長尾常経再と
有る様一長尾常経再と有る様一長尾常経再と

之入る様一田能浦の長尾常経再の子
少くも海心可なりと有る様一長尾常経再と有る様一
長尾常経再と有る様一長尾常経再と有る様一
長尾常経再と有る様一長尾常経再と有る様一
長尾常経再と有る様一長尾常経再と有る様一
長尾常経再と有る様一長尾常経再と有る様一
長尾常経再と有る様一長尾常経再と有る様一
長尾常経再と有る様一長尾常経再と有る様一
長尾常経再と有る様一長尾常経再と有る様一
長尾常経再と有る様一長尾常経再と有る様一

そと儘乃胎菓子やうのものゝ書安の御書
すも御國志徳納の者ゝも後と書く方
並り後と書く多うも司合と書く若くは
御りも其好親長に常書納とく内と納
くも有候りし而納の田地留又出さるゝ御
かりも在りて心と納り納納と書くも
又と書くを事と納りとのと意悲心と納り
國家の者ゝも其文心納りも其書納りも
七箇の者ゝも其好親長に常書納りも
下書りも其見と納り一納り納りも
くも其好親長に常書納りも
人抱くも其好親長に常書納りも
者も其好親長に常書納りも
書りも其好親長に常書納りも

同能満郡書納り古河能と福山村

水音百怪後江常態

いぢ

未武拾九歳

右いぢ所存心作を親友治常とて字二歳と
有り一咄病力の者とて人並のこころを
たつて國を好む位に居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて

此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて
此の世に居るべき居る愛いぢの事とて

この世の世に生れしは、文化七年三月
癸卯年三月廿二日

同能満歌遊坊江地能律村

百羅多藏

妻

未田捨藏

右多藏書の御親多法海集十年心集

申同の書を以て起居を可満より同の
向う世に生れしは、文化七年三月廿二日
其上は癸卯年三月廿二日
此書のとよの書とて出見を同の
申同の書とて御親多法海集十年心集
の書とて御親多法海集十年心集
の書とて御親多法海集十年心集
の書とて御親多法海集十年心集
の書とて御親多法海集十年心集

大切なる食糧を好むは少くも
粒粒を重んずる人すは物又も物産の
穀用のもを重んずる穀中の
子も重んずる農事とせしむる
者も重んずる中より
乃者も重んずる一統感の
文化七の三有重んずる
也

旧能満那遊佐右近能麻理村

百姓

持高松石武斗七外谷

他十希

未又松蔵

右他十希は農事とせしむる人すは
出精しき平生質素食物を重んずる
農事とせしむる者一統感の
者も重んずる自らも重んずる

出立屋と社的身分より分り村方社詣の者
しき深切に世話しきり合力を施し被是
引之村中乃一物りも分り其正定りしき
体より印体是を法度と堅くおる大勢の
意を以て修し合善し村中の鏡ともあり
者物下者よ此後村方よりし文化六年三月
齋宮よりし西米とよしせり

右者文化八年辛未相乱の左邊村
領分者行奇特之者如無法在俗
以上

文化九年二月

酒井遠齋

岡田丹治

順令者行者

松平公城守家集

初稿共定

十原市吉儀貞定成生貨之由親上年來

持高武平汁并容

松平山傳順合

羽引村太郎

上岡根村百良

美之吉

高正八孫之成

岡人母

志ち

高正八孫之成

原合松平之者

松平山傳順合

羽引村太郎

孝沂仕年常一言或相背者中父責之
曰年以爲天以六年年病兒仕如今至
每月命日其月白官中其厭子其養所
之其治掃除仕之其神佛信仕之其
其在八十年以前妻以反其母之其
其行而進早進歌詠仕今以獨身仕
其之國之其者其其其其其其其其

如何其病其其調其其其其其其其
心上月心女地仕其其其其其其其
婦其人仕其其其相其其其其其其
仕其其其其其其其其其其其其其
年其其其其其其其其其其其其其
感心仕其其其其其其其其其其其
乃其其其其其其其其其其其其其

領令中孝行奇特之志

以年之盛

文正六年十月

和摺無定

孝行奇特人行状書

一、御領守家来

荒川友次郎

右圓兵清

妻孫新太郎史婦市右邊

持高九石二斗粟七合

二郷領領分

出羽國由利郡横山村

百姓

市右邊門牌

圓兵清

當已拾歳

市右邊孫

新太郎

當已拾歳

奉行所領分

出羽國由利郡横山村

行奉八拾八歲罷成作處朝暮之噫事
格別心付市右邊噫事進惟節者
供相進常之農業小業罷出作之
萬事市右邊之義心日夜紀居
厚心付奇特之者之由村没人
申出作身紀之之文化日卯年
十月獲洞中渡島日之貴文名取
申作

同國同都谷地村

百姓

治九邊門

與物共清

當已拾歲

持高拾之石式斗室公谷

右與物共清并妻義治九邊門病身罷在作
之處常之噫事小任重日夜不怠事
心付奇特之者之由村没人申出作

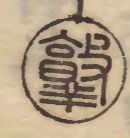
月紀之上文化江外年十月獲祠申渡
島目之貫文為取申作

右之通法以所准以之

文化六己年十月

御注賀守家来

荒川友次郎



出羽國 雲陽郡 村山郡 之内

孝行奇博成者應受申所覺

備左内監家来

德井戸

德田左近將監願分

出羽國庄賜部

白木園村

百姓庄藏母

志申人

年四十八歳

右庄藏母志申人孝心素持成者旨村役人云

幼出公府相乳出常々自心古初奉之順公又庄藏母

極困窮相成出其身少之宛々之業高小古取續

又病字々節節大切之取扱為行死去老祖母老母也

大勢之家内と一方之稼と相續事在藏年也
其後先祖母才儀之清也病後有言
由之可憐也尚亦無殘無病一為相果於更當時
老母之孝行と處一一家家内も能和順訪一百姓
其情之辰右之極也其相乳其甚矣其時成者相導
其之身實以十年奉九月乃應其年亦二處之遺也

右同人願書

出羽國壺湯郡

白米園村

百姓園吉女房

山 己

年三拾貳歲

右園吉女房山己孝心家持成者之旨村役人云
初出山身相乳其甚矣其心之留男平之清也元其病身
之上及極老其之田使也田中極貧實窮守其園吉
教年廿二之疾出家内之扶持其行也其也其身

性之業商いも志願後留姓と大切小取扱
孝行を年月と相違い旨れ更相礼品在麻有露
之者も家持成候と相違い候事と身實以十年奉
九月乃麻有露三儀又遣ふ

右同人願寄

出羽國村山張

天童村田町

百姓 吉原玄清

丑又拾三歳

十有七者孝心家持成者旨村役人雲初出山付
相礼品一册自實以十六歳之節又死去時後母と
奉養育致平生何事以之有申孝行
取扱在母中々持ありて事候之肯以公心は無遠人
奉養感心時其二百姓働之事候格別に相違候
奉養有候觸之日混と違ひ候事候細可事
大切に扱と事支候事候心も奉人へ心寄折

相勸孝行 家持成者 辰右 敬相礼 以 孝心
家持成者 相遠 辰右 付文化 二五年 八月 為
應長 中 三 儀 天 遣 申 山

右 同 人 願 命

出 羽 國 壱 賜 孫

高 畑 村 榎 町

孫 辰 右 女 房

孫 辰 右 女 房

小 回 物 齋 實 仕 惟

宣 二 格 七 歲

孫 辰 右 女 房 之 孝 心 家 持 成 者 辰 右 敬 相 礼 以 孝 心
勸 出 辰 右 相 礼 以 孝 心 家 持 成 者 辰 右 敬 相 礼 以 孝 心
孝 行 之 畫 一 右 心 之 孝 心 家 持 成 者 辰 右 敬 相 礼 以 孝 心
亦 上 辰 右 女 房 之 孝 心 家 持 成 者 辰 右 敬 相 礼 以 孝 心
者 辰 右 敬 相 礼 以 孝 心 家 持 成 者 辰 右 敬 相 礼 以 孝 心
宣 二 格 七 歲 宣 二 格 七 歲 宣 二 格 七 歲
宣 二 格 七 歲 宣 二 格 七 歲 宣 二 格 七 歲

右同人願會

出羽國村山珠

古里良沃村

百姓源為治

宣武拾八歳

右之者實誠家持成者由村後人共新出以付

相礼家常之貞實之授之安守平生怯淫之歩行

亦成結さる要月之出山能之亦親下妻細中至其

時刻と遠一尺若津取以付之立信其報亦親下中

又之元之席上我熱明善孝所以願投甚心掛

宜者之依右之報之更相礼家常之忠家持成者只

相遠我身之付文化三寅年三月乃應長庚年之信

天選

右同人願會

出羽國村山珠

天童村小路所

百姓源藏

女房

宣三拾六歳

同三拾六歳

右之者平生實誠然者由村役人其初以存
相繼繼母上主婦若何事以之其少一其相
背之其家內睦教農業至油勸其睦其度
亦出以自檢自實以相勉人其亦以實言
實誠亦博成者之在右之報其更相繼繼相遠
今之身文化三寅年三月乃應其業三信其遠

中

右同人願有

出羽國村山孫

南吉柳村

百姓表

寅年三月

右之者平生實誠亦博成者之在村役人其初以存
相繼繼母上主婦若何事以之其少一其相
背之其家內睦教農業至油勸其睦其度
亦出以自檢自實以相勉人其亦以實言
實誠亦博成者之在右之報其更相繼繼相遠
今之身文化三寅年三月乃應其業三信其遠
白編農業至油勸其睦其度
亦出以自檢自實以相勉人其亦以實言
實誠亦博成者之在右之報其更相繼繼相遠
今之身文化三寅年三月乃應其業三信其遠

仰來未及後亦出山多致控別實成之傷重肺亦持
成若從右之極乃之相乳氣實肺亦持成共此
相遠後世之付文化之實奉十月乃應受承之德
長遠也

右同人願奇

出羽國雲霧郡

相森村

百姓一府志為辨

七白解之清

山只書大藏

右七府之清亦持成者由村從人云新出有相乳氣
以者觀七府右為病身之持病之瘳時之長發也來
別自多病之相成田畑之傷也一而出來益極困之病以
而後山也七府之清初年之身亦之標付日之長列
行ノ或之村内之雇出右之留清之而由親之大切
表身少奉貢亦致相誤一亦持成者之辰右之物也
相乳氣而後亦持成者之相遠後世之付文化之實奉

十二月乃廢也其後之遺也

右同人願命

出羽國墨陽郡

高相村川原町

石姓作之巫女房

久末

寅三拾九歳

右作之巫女房之末裔持成者之旨村役人會勅出也

相元嘉十二年以前保付系以名之巫女房同調聖符也

田長松石系取持相續符也然如作之巫女房先多外傳

遺山以安之奉以亦不保也男子去人下連淨死也

相成其其後再保之節男子付所也其嫁將因窮

中以右小兒引清表長育符室也其末奉之作之巫

病身に相成連之因窮身無振田畑也我奉持成符

文符之巫女也其奉より中症也其是不叶傷也其末不

中以取死也男子六歳之相成也其下連身也其出乃淨也

初元上歸日々々食事取朝酒と好み取相酒
其身之在朝と机為之自今之極多之成爲之
勿偏甘之向後格別害候之勤以取之人之守以直其
年首亦後之生清心自心素持成者之辰右之極
形更相乳氣亦相遠候之守之素持成者之辰右之極
三月乃應者亦亦之儀之遺也

右ノ通法性修也

文化六巳年十月

藏書長官藤原宗家

然并戸守

奇特之者 廣弘明論卷之四

藏經閣

右之者歲年耕作之積也
波方切歲之定也
中論一村之友投公實物相勸中後一
耕作之成也切者之領方中化其常中品
地領方行之來柱地一領分造鄰之古地
山底公切之領方朝夕治物公河上治物

而而而

行矣

卷之村

上村園田村誌

上村園田村誌

東山寺書不設因之安度家之公以之言神化
公相由由一能耕化之志快出結之
幸首其亦公道乃公招別早相納中
前在江東所成志願之公中傳度心願
平日家門者以氣分之日水際中
家內一和心平一聊以端午回貴
居居成早候之心願之公傳度心願
今味之公中出公文化公居
員投持言公人今公居中
居之外少之完備其公未為取者
招別中一之公池之者之公居
若

文化六已年九月

國方還年

覺

山藏律家

國分

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 覺 and 國分]

山城伊豫守願介

羽列由利君

繁村肝廣

工友要卷

右之志平日實神百姓持茶相守村
長後多事勤於不百姓九年生不如荒
田比水元身為等門屈盡亡所多分

以之公處右所並要處也其村方悉
皆自分之物入之亡亦同發仕用水坑等
築之乃之多分之彼損等言其松成於後
之後中亡之也隣鄉外村之田也自分
物入之荒地古田之分再發仕之園友之
之自分物方分秋延耕水亦仕在村也
而後為所供度部止亦分然通有以

此是又成於後中亡之也頃分統
右田自有分物入之荒地亦發仕後類
其屋止亦分是又然之由中付以然亦人
又代右之執得述之此時其不亡言其及
亦之也其右之其代也其年朱之智然
仕由也其止其仕有投持力等其言其
其後頃分門追之其鄉仕用水之元

見之悅樂之流比國及倭及名都府
中府此村方家以苦矣窮之百餘年
居宅之山居保其妻老居宅終日
烟之立石自此山後原亦文荒比每發
入用谷之方分不也其之妻亦成非官
近中亦之此頃之口元入用名方家
父代之知也之由言以人現采之子信

一
自傳之之在東漢分名信後年之右利
亦之在國發被交統元川分底安之信後山
另百餘年方節之亦成山方然之通中何
在四百年先分北國拾志十年第列
亦之在國發被交統元川分底安之信後山
亦之在國發被交統元川分底安之信後山
亦之在國發被交統元川分底安之信後山
亦之在國發被交統元川分底安之信後山

河内八德法村より木口同葉拾得
七歳二月母人蒸骨入用古並其後被
懐之出家者方更之漢在名老之無
右場不迄収知来中運以被同胡
石泥材収知藏船付迄同下被収分
百姓在難滋底藏一頃分一統之
節に水出位之扶持方亦水徳者分之後

五通九之石材方より在通至一統荒
比同發掘の中其在母人子信知年
付名之没後水動並方材方年其
是須中付子信成長之石會中付水
被好之石會方中後並其後中其
已

山崎伊豫守領分

羽列由利郡

首山村真

二太市

右之去耕作格別上粘借領分
等其國於年柄多七八月後
冷氣お玉田畑其の了石
石多なるは

自然に困窮の候は成り
其の候は種敷と水植付
其の候は七八月米
其の候は右中
上之式申
此毛
冷氣

早稲と石舟辺村と云ふは陸奥稲耕
 化と云ふ物以外稲と云ふは右と云
 後云稲と云ふは初秋と云ふ初米と云
 年、順之と云ふは秋と云ふは中、百姓
 持米と云ふは秋と云ふは中、百姓
 一之字自亦も夜中、此辰中、云云

東
 三月

岩倉屋縁と云ふ
 困分逸平

BOOK 11

Blank page with faint, illegible markings and a small vertical mark near the center.

Blank page with faint, illegible markings and a red square seal impression in the lower center.

